

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業
環境影響評価準備書

説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明

令和5年5月

横浜市

1 準備書説明会の開催及び準備書の概要に関する周知結果

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業における環境影響評価準備書(以下、「準備書」とします。)に関する説明会の開催、及び準備書の概要に関する周知結果は以下のとおりです。

1.1 各住戸等へのポスティング

図 1-1 に示す対象地域については、令和5年3月24日(金)から令和5年3月30日(木)までに、対象地域以外の周知範囲については、令和5年3月24日(金)から令和5年4月5日(水)までに各住戸へのポスティングにより、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書の概要及び縦覧のお知らせ」(別添資料1)を、表 1-1 に示すとおり配布しました。

なお、対象地域以外の周知範囲は、令和3年6月に実施された「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書」の説明会開催のお知らせの周知範囲や関連事業の対象地域等を踏まえ、設定しました。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 1-1 対象地域及び対象地域以外の周知範囲と準備書説明会開催等のお知らせの配布部数

| 区名 | 町丁名 | 周知範囲 | 周知方法 | 配布部数 | |
|-----|--------|-------------------|------------------|----------|--|
| 旭区 | 上川井町 | 対象地域及び対象地域以外の周知範囲 | 各住戸等への ポスティング | 1,349 部 | |
| 瀬谷区 | 瀬谷町 | 対象地域 | | 1,238 部 | |
| | 中屋敷二丁目 | | | 171 部 | |
| | 中屋敷三丁目 | | | 4 部 | |
| | 相沢五丁目 | | | 540 部 | |
| | 相沢六丁目 | | | 480 部 | |
| | 相沢七丁目 | | | 653 部 | |
| | 瀬谷一丁目 | 対象地域以外の 周知範囲 | | 505 部 | |
| | 瀬谷二丁目 | | | 1,250 部 | |
| | 瀬谷三丁目 | | | 677 部 | |
| | 瀬谷四丁目 | | | 1,884 部 | |
| | 瀬谷五丁目 | | | 1,190 部 | |
| | 瀬谷六丁目 | | | 531 部 | |
| | 北町 | | | 155 部 | |
| | 五貫目町 | | | 1,240 部 | |
| | 目黒町 | | | 134 部 | |
| | 上瀬谷町 | | | 1,129 部 | |
| | 竹村町 | | | 464 部 | |
| | 中屋敷一丁目 | | | 502 部 | |
| | 本郷一丁目 | | | 1,120 部 | |
| | 本郷二丁目 | | | 1,381 部 | |
| | 本郷三丁目 | 1,126 部 | | | |
| | 本郷四丁目 | 319 部 | | | |
| | 卸本町 | 5 部 | | | |
| | 相沢一丁目 | 614 部 | | | |
| | 相沢三丁目 | 553 部 | | | |
| | 相沢四丁目 | 560 部 | | | |
| 中央 | 890 部 | | | | |
| 合計 | | | | 20,664 部 | |

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

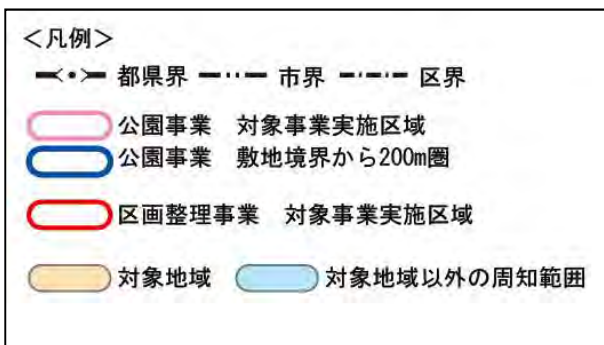
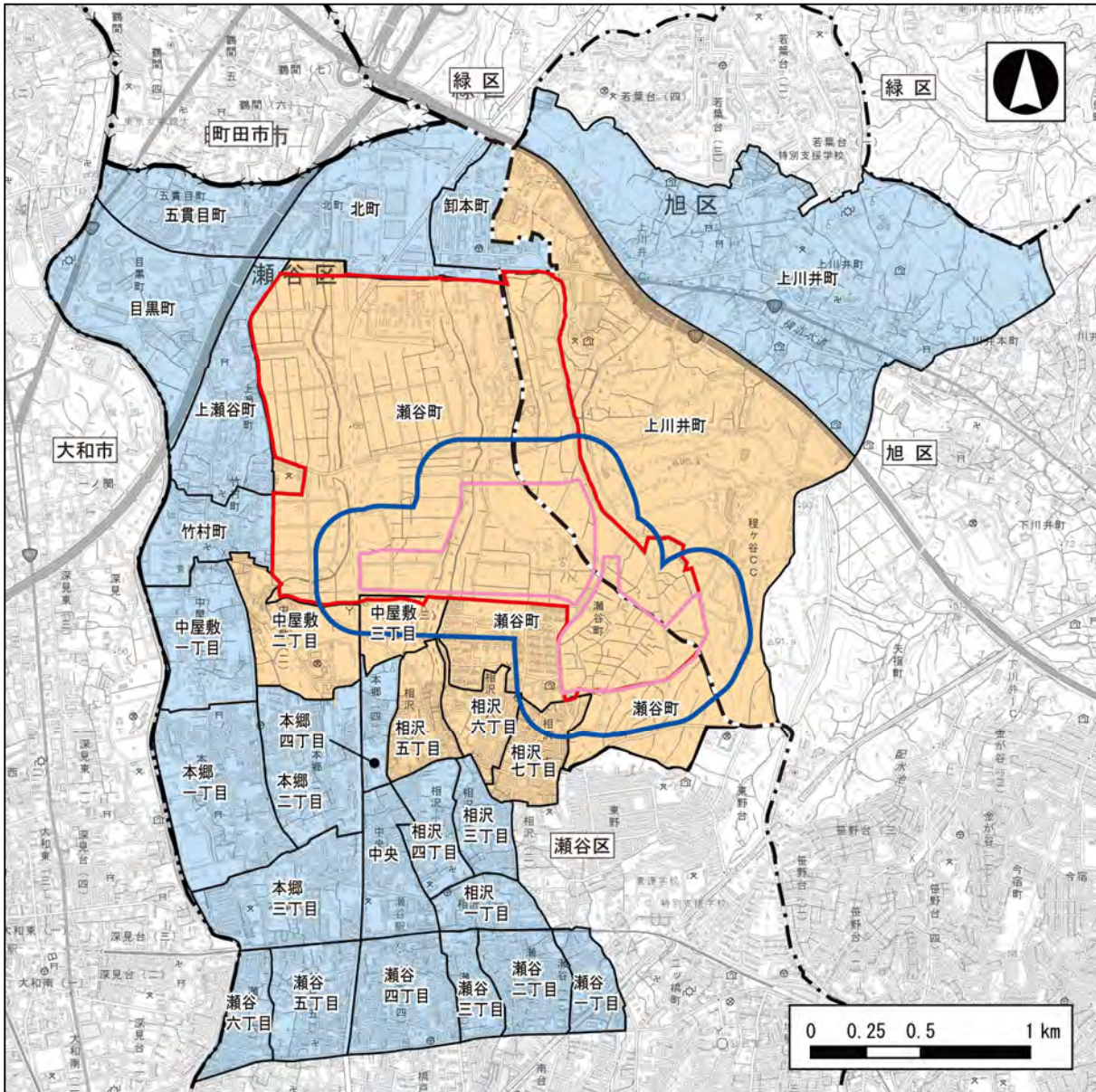


図 1-1 対象地域及び対象地域以外の周知範囲

1.2 記者発表

令和5年3月24日（金）に「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価準備書の縦覧及び説明会を開催します」（別添資料2）の内容で、縦覧及び説明会の開催について記者発表をしました。

1.3 動画配信

令和5年4月7日（金）午前9時から5月8日（月）午後5時まで、インターネット上に準備書の概要に関する説明動画を配信しました。配信内容は説明会の内容と同様のものにしました。

（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書

<https://www.youtube.com/watch?v=9nJ4ZVu1BjM>

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

2 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明

2.1 説明会の開催状況

説明会は、表 2-1 に示す日時で計 4 回開催し、準備書の概要を参加者に説明しました。

表 2-1 準備書に関する説明会の開催結果

| 回 | 開催日時 | 開場 | 参加人数 |
|-------|------------------------------------|----------------------------|-------|
| 第 1 回 | 令和 5 年 4 月 14 日 (金) 18:30~20:30 | 旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地 12) | 12 名 |
| 第 2 回 | 令和 5 年 4 月 15 日 (土) 18:30~19:50 | 旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地 12) | 4 名 |
| 第 3 回 | 令和 5 年 4 月 21 日 (金) 18:30~20:40 | 瀬谷公会堂 (瀬谷区二ツ橋町 190 番地) | 56 名 |
| 第 4 回 | 令和 5 年 4 月 22 日 (土) 18:30~20:50 | 瀬谷公会堂 (瀬谷区二ツ橋町 190 番地) | 33 名 |
| 合計 | | | 105 名 |

2.2 説明会における質疑、意見の概要及び事業者の説明

各開催日の質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 2-2～表 2-5 に示すとおりです。

整理に当たっては、発言順とし、項目欄を設けました。

なお、「説明会における質疑、意見の概要」及び「事業者の説明」において「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」は、「区画整理事業」、令和9年開催の「2027年国際園芸博覧会」は、「園芸博」、また、国際園芸博覧会を主宰する「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」は、「園芸博協会」とそれぞれ記載しています。

表 2-2 (1) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|---|---|
| A | 環境影響評価 | 予測したり評価したりする主体は誰なのか教えてください。 | 予測評価の主体は横浜市環境創造局公園緑地整備課になります。この事業につきましては、横浜市は組織として行っているものですので、特定の個人の責任で行うものではありません。 |
| | 環境影響評価 | 環境影響評価について、光、音、振動、湧水等の項目をばらばらに評価していますが、動植物等では、一つの要因が影響するのではなく、複数の要因が影響するため、全部をまとめて評価しないのはなぜでしょうか。 | 法令上、項目毎に評価するという制度になっていますので、その制度に即した形で個別の項目毎に評価を行っています。 |
| | 環境影響評価 | 事後調査において重大な環境破壊が認められた場合、どのようにするのでしょうか。 | そのようなことが無いように、適切に評価を行い、対策を講じていきたいと考えています。 |

表 2-2 (2) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|---|---|
| B | 環境影響評価 | 受託業者オリエンタルコンサルタンツは何をする人なののでしょうか。 | 横浜市より委託を発注して、今回の予測・評価のお手伝いをいただいています。なお、事業者、責任者は横浜市になります。 |
| | 環境影響評価 | 緑量、緑質という言葉が出てきましたが、それはどういう単位で、何を基準としているのでしょうか。 | 緑量については、緑地の面積等になります。 緑質については緑の質を意味しており、緑と一言で言ってもいろいろな種類があると思いますので、郷土種等を用いた緑地、湿った緑地、乾いた緑地、草丈の高い草地、低い草地、樹林地等の多様な種類の環境を保全、創出することで、緑の質を高めることを考えています。 |
| | | 緑の質については、乾いたものが悪くて、湿ったものがよいということなのでしょうか。 | そのようなことではなく、いろいろな植物、動物、昆虫等、それぞれに適した環境が違いますので、多様な生息・生育環境を用意しておくことが緑の質が高くなるというふうに考えています。 |
| | | 緑量、緑質について、単位等、定量的に評価できる指標や国際的な基準は存在しないのでしょうか。 | 緑質の単位はありません。 緑量は、緑被率という面積に対する緑の量を表す指標があり、本事業では、事業実施前の現況の状態に対してどの程度変化があるかという視点から評価を行っています。 |
| | 事業計画 | 海軍道路の桜を全て伐採して、またソメイヨシノ等を植えるということになっているが、全て伐採する必要はあるのでしょうか。全てを伐採せずに活用する等の検討は行ったのでしょうか。 | 海軍道路の桜並木の伐採は公園事業で行うものではございませんので、その所管部署に御意見を伝えさせていただきます。 |

表 2-2 (3) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|------|--|--|
| C | 事業計画 | <p>一般市民には区画整理事業と公園事業の切り分けが判らないことを前提に質問します。</p> <p>区画整理事業の全面的な土地改変を行い、公園事業ではその代償をしていると思われる。区画整理事業で相沢川の谷戸のところの環境を破壊して、公園のエリアで湿地と草地の連続的な環境を創出することで代償しているという言い方をしていますが、公園事業でどの程度復旧出来るのか定量的に示すことは可能でしょうか。定量的なものがないと市民としては納得できないと思います。例えば、区画整理事業で樹木を何本伐採して、公園事業で何本植えるのか等の回答はいただけるのでしょうか。</p> | <p>今回は区画整理事業の代償として公園事業を行っているものではなく、あくまでも公園事業として、樹木を保全したり、新しい緑を創出したり、表土の保全等について、今ある上瀬谷の公園区域の緑・環境を保全していきたいと考えています。</p> <p>ただし、区画整理事業と公園事業は、完全に切り離されているわけではなく、公園区域内の相沢川の谷戸の部分に関しては、区画整理事業のアセスの中でもミティゲーションするエリアとして環境を保全・創出するということを言っています。公園事業においても、区画整理事業と連携して、公園区域内の環境はしっかりと保全したいと考えています。</p> |
| | | <p>区画整理事業と公園事業、トータルとしての環境が全体として保全されているのが問題だと思いますが、それについて市民に説明をする場があるのでしょうか。</p> | <p>上瀬谷地区全体の話については、区画整理事業の環境影響評価の手続きの説明の中等で説明させていただいていると考えています。また、公園区域については、できるだけ緑の保全・創出に取り組みます。</p> <p>公園区域内ではなく区画整理事業を含めたエリア全体で保全したほうが良いという意見は区画整理事業に伝えさせていただきます。</p> |
| | 事業計画 | <p>相沢川の切り回し工事については、区画整理事業で実施されると思いますが、概略図のようなものを見たのは初めてなのでお伺いします。観光・賑わいゾーンのところを回避したような切り回しをしているということは、全面的に暗渠化しなくて良くなったのでしょうか。やはり、暗渠化すると、一般的に水質の悪化が懸念されると思うので、お聞きしたい。</p> | <p>相沢川の切り回しについては、区画整理事業で行うものであるため、区画整理事業から聞いている情報によると、川としての切り回しではなく、暗渠化による切り回しと聞いています。</p> |

表 2-2 (4) 説明会 (第 1 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|---|---|
| C | 事業計画 | <p>工事に関することで、保全対策として工事用車両の燃費をよくする等とありますが、工事は市より工事業者に委託して実施されるため、横浜市としてはその監督をちゃんと常時行う、何人体制で行う等と言わなければ、保全対策が実施されるかは保証されないのではないのでしょうか。</p> | <p>工事の体制につきましては、必ず各工事に担当監督員、主任監督員、総括監督員が付き、各工事 3 名体制でやることとなります。監督員が環境への配慮につきまして、きちんと事業者が対応しているかについては指導や確認をしております。</p> <p>また、複数業者が入るような場合には協議会のようなものも設立いたしまして、共通する内容のものは、その場でも共有するというように漏れなく、しっかりと対応していきたいと考えています。</p> |
| D | その他 | <p>現状でも、現地では不法投棄や事故、グラウンド利用者による路上駐車が多いです。片側通行の道路が多いので、工事のトラックが通ったら、さらに事故が増えると心配されるため、対策をお願いしたいと思います。</p> | 御意見として承ります。 |
| | その他 | <p>タヌキなどの動物が団地の中に逃げ込んだと連絡したときには、対応をしていただきたい。</p> | 御意見として承ります。 |
| | その他 | <p>樹木の件に関して、担当の部署が分からないが、動物園のキリンが食べるということで、餌を地区の中で職員が剪定して取りに来ています。情報をもう一度共有します。</p> | 御意見として承ります。 |
| E | 環境影響評価 | <p>工事車両や様々な工事に関わる影響に関して、公園整備事業のみでの評価となっているのですが、並行して行われる園芸博やテーマパークの工事の影響も勘案して評価しているのでしょうか。もし、していないのであれば、園芸博やテーマパークも併せて評価すべきと思うが、再度評価を直す予定はありますか。</p> | <p>今回の影響評価につきまして、区画整理事業に伴う影響は加味して評価していますが、園芸博やテーマパークは評価できる情報がありませんので、評価ができない状況です。</p> |
| | | <p>園芸博やテーマパークの詳細が分かったら、評価をやり直すのでしょうか。</p> | <p>公園の手続きが終了した後に、園芸博やテーマパークの計画が完成しても、公園事業としての評価を改めて行うことは予定しておりません。</p> <p>実際の工事を行う際は、他事業と調整し、できる限り影響が小さくなるように工事を行っていくように組みたいと考えています。</p> |

表 2-2 (5) 説明会 (第 1 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|--|---|
| E | 事業計画 | <p>公園の完成予定について、2043年以降が全ての完成見込みということなのですが、それ以前は公園は使えないということでしょうか。</p> <p>今、野球場は3つありますが、今回の公園の整備の計画だと1つしかなく、これは横浜市にとっても大変な損失になるのではないかと思います。地域の少年野球などでも使っている方たちは多いし、三ツ沢もこの先、球場が整備されるとはいえ、三ツ沢の整備も始まると、市民が使える場所が少なくなっていくと思います。テニスコートも少ししかないため、公園整備事業としてはいつ頃からどこは開業できるという見込みがあるのか、知りたいです。</p> | <p>野球場の整備に関して、現時点の計画では、既存の野球場と同じ数の野球場を確保するのは難しいと考えています。ただ、他に広場等も整備しますので、利用について調整することもできるかと思えます。様々な御意見をいただきながら、工夫をしていきたいと考えています。</p> <p>また、部分開園については、今時点でははっきりと何年にここが開園しますということはお答えできない状況ですが、早期に開園を望まれる施設もありますので、そうしたところから優先的に整備を進めていきたいと考えています。</p> |
| | | <p>優先的に整備を進めるということは、もう既に整備の順番は決まっているのでしょうか。また、いつになったら決まりますか。</p> | <p>今時点では、園芸博以降の整備の順番は決まっています。部分開園がいつの時期になるのかも決まっています。</p> |
| | 環境影響評価 | <p>環境の保全目標が達成される評価ということで、今の計画では環境が保全されて、ホトケドジョウやタヌキ等への影響はないという話ですが、実際、事後調査は何年毎に実施及び報告がされるのでしょうか。また、環境の破壊等があった場合には何か対策を行いますか。</p> | <p>事後調査は、工事中は湧水、水質、振動を行い、工事中の湧水及び水質については、4季、季節毎に行う計画としています。その他、振動は、平日1日行う計画をしています。</p> <p>なお、事後調査の内容は準備書に記載しています。</p> |
| | 環境影響評価 | <p>工事中に幾ら影響が少ない工事を行っても、護岸を崩されたらホトケドジョウは死んでしまうと思います。ホトケドジョウ等の生物について事前に保全をするような計画はありますか。</p> | <p>こちらは、区画整理事業と連携をしながら、また、有識者の意見も仰ぎながら、しっかりと保全できるように対策は考えていきたいと思っています。</p> |
| | | <p>有識者はどなたでしょうか。なぜ公表できないのでしょうか。</p> | <p>有識者については、あくまでも意見を伺う立場であり、事業の責任は横浜市にあるため、有識者個人に責任がかからないよう、公表はできません。</p> |
| | | <p>有識者から事前に保全するような計画が正しいという意見が出た場合、横浜市として納得できる場合は、有識者の言うことに従ってやっていくということですか。</p> | <p>有識者の意見を踏まえて、ホトケドジョウの保全等も含めた環境の保全措置等を検討させていただき、今後、アセス審査会等の場で対策等については示させていただければと考えています。</p> |
| | | <p>審査会はいつ開催されるのでしょうか。</p> | <p>横浜市環境創造局の環境影響評価課のホームページをご覧ください。</p> |

表 2-2 (6) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|------------|--------|--|--|
| A (再質問) | 環境影響評価 | 先ほどの回答で予測・評価は横浜市が行い、オリエンタルコンサルタンツがその手伝いをしているということでしたが、そのルールについて教えてください。 | 横浜市環境影響評価条例に定められている評価項目について、オリエンタルコンサルタンツに委託を行い、評価を行っています。 |
| | 環境影響評価 | 先ほどの質問で、評価が項目毎の評価となっている理由をお尋ねしましたが、自然を守るためには、項目毎の評価で十分なのでしょうか。 | 環境影響評価項目として、評価する項目が定められているので、その内容に基づいて評価をしています。それを踏まえ、審査会等で専門家の先生の御意見を伺いながら、環境への評価・対策が十分かどうかについて、検討・対応を行っており、複合的な影響についても、先生方の御意見を踏まえて対応したいと考えています。 |
| | 環境影響評価 | 審査会を傍聴したが、最初の審査会での指摘に対し、クリアできていなかったと思います。例えば、先ほどのホトケドジョウの件等もそうですが、現状の内容では不十分ということではないのでしょうか。 | 審査会は1回のみではなく、今後も引き続き開かれるので、専門家の御意見等を踏まえて、具体的な対応を検討し、順次審査会にて示していきたいと考えています。 |
| | 事業計画 | 公園事業区域は、「公園・防災ゾーン」にもなっていますが、工事中に広域避難が必要となるような災害が起こったら、どうしたらよいのでしょうか。 | 工事中に災害が起こった場合の対策については、所管部署と協議し、今後検討していきます。 |
| C (再質問) | 事業計画 | 公園と防災が両立するように考えてもらっているようなので、そこは評価したいと思います。グラウンドを広域防災拠点の位置づけとしてヘリポートとして使うと理解しましたが、いかがでしょうか。 | 西地区のスポーツ施設や中央地区のサクラ広場などを防災エリアとして活用することを想定しています。 |
| | 環境影響評価 | 工事中の事後調査項目の中に騒音が無いのはなぜでしょうか。 | 本事業及び同時期の他事業の工場車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられることから、選定をいたしませんでした。 |
| | 事業計画 | 来園車両台数を見積もるに当たって、来園者の数を1日どの程度として見積もっているのでしょうか。 | 現時点で、公園の計画では将来の公園の利用者想定を177万人と想定しており、そのうちの4割弱の人が車で来られると想定をしています。 |

表 2-2 (7) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|------------|--------|--|---|
| E (再質問) | 環境影響評価 | この資料の作成にオリエンタルコンサルタンツはどの程度携わっているのでしょうか。 | 準備書及びお配りしたチラシの作成はオリエンタルコンサルタンツで実施しています。 |
| | | オリエンタルコンサルタンツの元受けはどちらでしょうか。 | 横浜市とオリエンタルコンサルタンツが直接契約しています。また、本市との契約についてはホームページ上に契約条件としてアップされていますので、そちらを御覧いただければと思います。 |
| B (再質問) | 環境影響評価 | 契約条件はプロポーザル形式ですか。 | 競争入札です。 |
| E (再質問) | 環境影響評価 | ホトケドジョウがいなくなった時の責任は誰がどのようにとるのでしょうか。 | 保全措置は区画整理事業と連携して実施し、いなくならないように努めていきます。 |
| | その他 | 公園事業として不発弾の調査はするのでしょうか。 | 今後、公園整備の工事を行う中で、安全に進めていくことは大事だと考えていますので、区画整理事業と連携して調査方法も含めて検討を進めていきます。 |
| | | 今年度工事を開始すると聞いているのですが、今から検討をするというのはおかしくないでしょうか。 | 工事の発注の際には不発弾の調査を行うかどうかも含めて工事条件がわかるように周知することになりますが、安全が確保できるように検討を進めます。 |

表 2-3 (1) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|------|--|---|
| A | 事業計画 | <p>供用時には確実にこの範囲が公園となるのでしょうか。</p> <p>先日の選挙で、市議会議員が旧上瀬谷通信施設内に大学の誘致を進めるという話をしていたため、公園の北地区が大学用地として用途が変更されるようなことはないのでしょうか。</p> | <p>横浜市としては、この計画通り公園を整備していきたいと考えています。</p> <p>また、区画整理事業でもこの範囲を公園・防災地区と位置付けています。</p> |
| | その他 | <p>周知を図る必要がある地域について、選定の理由について知りたいと思います。</p> <p>以前行われた説明会では細谷戸住宅や東野を工事用車両が通ることになっていたのですが、工事用車両が通る地域も周知が必要ではないのでしょうか。</p> | <p>準備書対象地域の色が塗られている地域は、環境影響を受ける恐れがある範囲として選定しています。</p> <p>なお、事業地の南側に工事用車両を通す計画はありません。一次整備工事は環状4号線と五貫目第33号線を使用する計画で、二次整備工事では、区画整理事業により区画内に道路が整備されるため、区画内道路を北に抜けていく計画で、南側に工事用車両を通す計画はしていません。</p> |
| | 事業計画 | <p>環状4号線では現状、路肩に停車して休憩する車が多数見られます。公園の工事により、道路に停車して休憩する車が増えるのではないのでしょうか。</p> | <p>工事用車両について、工事を発注する監督員として、工業者に路上駐車による休憩や、地域の皆様に迷惑をかけることがないようにしっかり監督していきたいと考えています。</p> |
| | 事業計画 | <p>相沢川の治水対策はどうなっているのでしょうか。</p> <p>公園区域内では親水公園を作るということですが、北側の私有地では雨水が相沢川に流れ込むので、公園の親水公園だけでは私有地から流れ込む雨水を補いきれないと思います。私有地の雨水を抑えられる対策を公園内で実施してほしいと思います。</p> | <p>観光・賑わい地区の開発を行うことによって処理しきれない雨水については、区画整理事業で雨水調整池を整備すると聞いています。</p> |
| | 事業計画 | <p>これまでの資料では、相沢川の遊水池の計画が載っていませんでした。計画ができたなら、その内容を周知してほしいと思います。</p> | <p>調整池の整備は区画整理事業のため、関係部署に御意見を伝えさせていただきます。</p> |
| B | その他 | <p>説明スライドの冊子は全員に配布していないのでしょうか。説明を聞くだけでは理解できないので、説明スライドの冊子を資料として全員に配布してほしいと思います。</p> | <p>説明スライドの冊子は全員に配布はしていません。瀬谷区で実施する次回説明会までに検討します。</p> |

表 2-3 (2) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|--|--|
| B | 環境影響評価 | <p>環境保全目標を達成しているので問題ないとしていますが、環境保全目標の具体的な数字が示されていないので、安心できません。環境保全目標は何を基準に設定していて、どの程度の数値なのか説明してほしいです。また、例えば騒音はdBで示されていますが、それがどの程度の音なのか分かりません。</p> | <p>建設機械の稼働の騒音は85dB以下、振動は75dB以下が環境保全目標の数字です。例えば、建設機械の稼働に伴う騒音の環境保全目標である85dBは騒音規制法に基づき設定しています。</p> |
| | | <p>法律を守っていてもうるさいと感じる人はいます。例えば、新幹線が走る音くらい等、わかりやすい例えを使って説明してください。</p> | <p>人によって感じ方が異なるため、85dBが明確にどの程度とは断言できません。85dB以下は騒音規制法に定められた基準であり、法律を守った基準であるため、1つの目安になると考えています。</p> |
| | 事業計画 | <p>広域避難場所について、審査会で草地広場は広域避難場所に適さないという指摘があり、野球場やスポーツ広場に広域避難場所が移動したと思っていましたが、昨日、草地広場も広域避難場所にすると言っていたので、有識者が広域避難場所に適さない草地広場を広域避難場所に指定しているのはなぜでしょうか。草地にも生物は生息しています。</p> <p>また、広域避難場所とはどのような施設や利用を想定しているのでしょうか。審査会ではテントを張ったり、大型の重機を入れて災害支援本部を作ると言っていたように思います。</p> | <p>審査会では生態系の保全エリアとしての草地を防災時の活動エリアにするのはふさわしくないという意見であったと認識しています。</p> <p>この場所には2つの機能があります。1つ目は、災害直後に近隣の住民が一時避難を行う場所、2つ目は、自衛隊や消防、警察が集まって災害の救助活動等を行う拠点となる場所を想定しています。</p> |
| | | <p>2つの機能ともが草地広場に適さないという指摘ではないのでしょうか。</p> <p>(質問者A)：瀬谷区民が避難する場所がないため、大切なエリアと考えています。災害時には生物よりも人の命を優先して頂きたいと思います。</p> | <p>地域の方が避難する場所としての公園と生物の生息空間としての公園とが両立できる公園計画を検討していきたいと考えています。</p> |
| | 環境影響評価 | <p>敷地内を流れる河川の有機フッ素化合物 (PFOS、PFAS) について今後調査する予定はあるのでしょうか。</p> | <p>土壌汚染については、区画整理事業が国と調整中であり、具体的には国から基準値や対策方法が示された段階で、その状況を踏まえて改めて検討すると聞いています。</p> |
| | | <p>国から基準値や対策方法が示されるのはいつ頃になりますか。</p> | <p>時期は現時点では未定と聞いています。</p> |

表 2-4 (1) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|--|---|
| A | 事業計画 | 北地区は公民協働で事業を行うというのですが、公民協働とは具体的にどのようなことなのでしょう。また、どのような契約体系となっているのか、お尋ねします。民間の力が強くなると環境問題が起こった時に対応されないのではないかと心配です。 | 公民連携の契約については、パークPFIという、公募型で事業者を募集する事業手法になり、事業者の選定については有識者からなる、横浜市公園公民連携推進委員会に諮り、事業者を選定していくことを想定しています。 企業の募集にあたっては、募集要項を公表する予定であり、募集要項内に環境配慮事項を記載します。 |
| | 事業計画 | 相沢川の地上式調整池とはどのようなものなのでしょうか。「施設配置計画に係る環境配慮事項」の赤で囲まれた区域全体が遊水池になるのでしょうか。 | 調整池4は和泉川に整備する予定であり、相沢川には調整池機能は設けない予定です。 相沢川の湿地等は環境保全措置として整備するものになります。 |
| | その他 | この公園は、国有地に整備されると思いますが、国有地の地権者は誰という意識で事業を行っているのでしょうか。 | 国有地の地権者は国と考えています。 区画整理事業で公園区域に国有地を集約し、市の公園として、市民にとってより良い公園を作っていくと考えています。 |
| B | 環境影響評価 | 環境影響評価は上瀬谷全体で行うべきではないのでしょうか。 | 横浜市環境影響評価条例で事業毎に予測・評価を行うことになっています。ただ、区画整理事業、博覧会事業、公園事業の3事業が連携して進めていく必要があると考えています。 |
| C | 環境影響評価 | 今日示されたデータは、フェアなものなのでしょうか。審査会の会議録（令和3年10月27日開催）に、現地視察では荒地ばかり見せられて、生物の生息環境がよくわからないという委員の意見が記載されています。審査会での指摘についても対応した記録はあるのでしょうか。 | フェアな観点で評価していると考えています。 審査会での指摘に対しては、真摯に対応しています。なお、審査会の議事録は横浜市ホームページに掲載されています。 |
| | その他 | 現地視察をやり直したという記載は見つかりませんが、再度現地視察は実施したのでしょうか。 | 審査会の先生方には事業者が直接接触することはできないため、現地の案内は行っておりません。 |

表 2-4 (2) 説明会 (第3回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|---|--|
| D | 事業計画 | まず、環境影響評価の説明について、所定の書式に基づいた表現となっていますが、住民視点で地元にとどのようなマイナスの影響があるのかを示していただきたい。 その上で、工事用車両は海軍道路を走行するとのことですが、北側と南側のどちらからの車両が多いのでしょうか。 | 工事用車両は、一次整備工事において、事業地より北側の海軍道路及び市道五貫目第33号線を出入口として使用する予定です。工事用車両の走行台数は、園芸博までの一次整備工事で1日平均230台程度を想定しています。 |
| | 事業計画 | 広域避難場所として事業実施区域内が指定されていますが、工事中はどこに避難するのか、代替案等はあるのでしょうか。 | 公園事業だけではなく、区画整理事業等の他事業と連携しながら、避難場所を確保できるよう調整中です。 具体的な代替案はまだ決まっていません。 |
| | 環境影響評価 | 交通渋滞は認められないと予測していますが、その根拠を明らかにしていただきたい。 | 具体的な数値としては、交差点需要率を基に評価しており、交差点需要率とは、交差点の処理能力を表すものになっています。限界需要率を超えると、交差点の1回の信号で処理しきれなくなることから渋滞が生じますが、予測結果は限界需要率を超えていないため、交差点の処理能力を超えないと考えています。 |
| E | 土壌汚染 | 汚染土壌があることは把握されているのでしょうか。 | 土壌汚染があることは把握しています。防衛省が調査しており、汚染土壌は区画整理事業で除去すると聞いています。 一点、公園の東地区の地下深く8～9mの位置に鉛が基準値以上あることは把握していますが、地下深くにあり、地形を大きく改変しないため、影響はないと考え、残置する計画としています。 また、区画整理事業の評価書でも現状で地下水汚染はなく、地形を大きく改変することはないため、影響はないと記載されています。 |
| F | 土壌汚染 | 土壌汚染は全て取り除くべきではないのでしょうか。 | 土壌汚染対策は区画整理事業で行うため、都市整備局に御意見として伝えさせていただきます。 |

表 2-4 (3) 説明会 (第 3 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|------|--|---|
| G | 事業計画 | <p>前は園芸博以降の計画が不明確だったが、今回はかなり明確になったのは評価したいと思います。</p> <p>事業に20年かかるということですが、技術的な問題か、予算がないからなのでしょうか。</p> | <p>今回、65haという大規模な公園事業となるため、予算も含めて総合的に判断し、20年と設定しています。</p> |
| | 事業計画 | <p>せっかく大きな公園を整備しているのだから、名前を付けてほしいと思います。例えば立川の昭和の森は全国に知られています。折角だから、名前を付けてほしいと思います。</p> | <p>今後、検討していきたいと考えています。</p> |
| | その他 | <p>現在の海軍道路の桜並木は無残な状況になっています。公園の中に桜を整備するという話がありましたが、海軍道路の桜は見捨てるのでしょうか。それとも再生させるのでしょうか。</p> | <p>横浜市では、「旧上瀬谷通信施設地区 新たな桜の名所づくりに向けた基本計画」を公表しており、海軍道路、環状4号線では桜並木を再生するとしています。詳細は横浜市ホームページ等でも公表されている計画をご覧いただきたいと思います。</p> |
| H | 事業計画 | <p>公園が20ha増えたのは良いことだが、もっと公園部分を増やしてほしいと思います。旧上瀬谷通信施設跡地の4分の1ではなく、もう少し頑張してほしい。</p> | <p>御意見として承ります。</p> |
| | 土壌汚染 | <p>自然と共生するという意味では、汚染土壌が8～9mにあるから問題ないというのは全く根拠がないと考えます。汚染土壌は全て除去するよう、公園の担当者から要望すべきと思います。</p> | <p>8～9mの深い位置にある汚染土壌を除去しようとする、地表部の地形や環境も改変することになります。除去してほしいという御意見は関係部署に伝えますが、除去するかどうかは、生物への影響等、環境の観点も踏まえて判断する必要があると思います。</p> |
| | 事業計画 | <p>工事用車両は跡地に道路を作って、そこを通る計画なののでしょうか。供用時の駐車場への接続道路も跡地の中に作る計画なのでしょうか。</p> | <p>区画整理事業において、区域内に道路を整備することとなっており、その他細谷戸団地前の道路拡幅や、農業振興地区では農道の整備が行われる予定となっています。</p> |
| | 事業計画 | <p>完成が令和25年度ということですが、住民は20年間事業地に入れられないということなののでしょうか。部分開業はないのでしょうか。</p> | <p>令和25年は全面供用であり、部分開園も検討したいと考えています。</p> |

表 2-4 (4) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|--|---|
| I | その他 | 区域内道路の説明会の時に、説明会の時間帯や回数について指摘があったと思いますが、今回の説明会について、4回では少ないのではないのでしょうか。また、昼間なら来られる人もいるのではないかと思います。なぜこの時間の説明会となったのでしょうか。そもそも誰を対象としているのかお答え頂きたいと思います。 | 他の日時に会場の空きが無く、会場の手配の関係でこの日程となりました。 ターゲットとしては、準備書対象地域の方を対象としています。 また、ご指摘のとおり、説明会に来られない方もいるので、ホームページにて本日の説明と同じ動画を掲載しており、更に意見書の提出により横浜市に意見を伝えることができると考えています。 日にちも勘案した上で、会場がおさえられる時間帯がこの時間しかなく、設定させていただきました。 |
| | 環境影響評価 | 大気質に係る工事車両の走行の予測結果に「他事業を考慮」とありますが、他事業とは何を勘案されているのでしょうか。また、他事業の計画等に応じて、現在の評価結果が変わる可能性があるということでしょうか。 | 工事中は区画整理事業の影響を勘案し、予測評価を行い、供用時に関しては区画整理事業で考慮している、観光・賑わい施設、物流施設、公園・防災等を勘案しています。 工事中については、物流や観光・賑わい施設は工事に関する数字が出ていないため現時点で評価できない状況です。他の工事が重なったら、条件は今示しているものと変わる可能性があります。 |
| | 環境影響評価 | 地域社会に係る来園車両の走行の予測結果について、供用時はいつ、どこの地点で予測して影響がないとしているのでしょうか。テーマパークを勘案しても影響は少ないといえるのでしょうか。 | 供用時は、観光・賑わい施設の供用が開始されたという条件で予測評価しています。観光・賑わい施設の数値は区画整理事業で示された数値を使用しています。 また、区画整理事業で道路の拡幅等を行った後の将来の道路構造で予測しているものです。 |
| J | 環境影響評価 | 生物多様性の動物に係る供用時の予測結果について、区画整理事業により全域が改変され、公園事業で生息環境の創出をしておりますが、公園の工事によって希少生物に影響がある可能性が高いと考えられます。工事中に今いる希少な生物の生存を保障するという説明がありませんが、どこかで希少生物を一時的に保管するのか、それとも全域を工事してしまってから生息環境を創出するのか、説明してください。 | 工事によりホトケドジョウがいなくなってしまうことがないように、一時的に避難させることなども含め、専門家の意見を伺いながら具体的な工事計画等を検討していきたいと考えています。 |

表 2-4 (5) 説明会 (第 3 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|---|---|
| J | 事業計画 | 上瀬谷地域は、環境省にて、生物多様性保全上、重要な里地・里山と位置づけられています。東地区の概略図が示されていますが、里地・里山の環境としてふさわしい環境になっているのでしょうか。 | 東地区は公園基本計画の中で「自然体験や農体験等を通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区」と位置付けています。里地・里山はある一定の人間が関わることで維持される環境であると考えますが、東地区は自然体験や農体験等を行う地区という意味では、里地・里山の要素が含まれていると考えています。 |
| | 事業計画 | 体験農園ゾーンについて、審査会でも意見が出ていましたが、水田には水田ならではの生物がいて重要な環境だと思うので、谷戸の水田を全面的につぶしてしまうと質的な問題があると思います。体験農園のエリアを拡張して水田にする考えはないのでしょうか。 | 相沢川の環境の創出の検討において、水田についても検討しています。 |
| K | 環境影響評価 | 予測が外れて環境に悪影響が出た場合に、事業は中止、中断する可能性はあるのでしょうか。また、それについて条件等がありますか。 | 今回は、あくまでも予測に基づく評価ですので、不確実性の大きい項目は事後調査を実施します。基本的には、事後調査で思わしくない結果とならないよう努めますが、万が一、事後調査で思わしくない結果となった場合には、原因を踏まえて対策を検討していきたいと考えています。 |
| L | 環境影響評価 | 環境省で、生物多様性の保全上重要な里地・里山に指定されているという点について、里山は人との関わりではなく、生物多様性を保全することが重要であることを念頭に置いてほしい。 また、ホトケドジョウを工事中に移設してくれるということはよかったですと思います。この生物多様性保全上、重要な里地・里山の中には、自然環境の保全上重要であるとして、ホトケドジョウだけではなく、オオタカも出てきます。オオタカの保全についてはどのように考えているのでしょうか。 | ホトケドジョウの移設は、確定ではなく、移設も含めて今後検討していく方針です。 次に、里地・里山に関しては、生物多様性の保全ということで本公園についても、自然環境との共生は重要と考えています。生物多様性の維持については、サンクチュアリの環境を好む生物もいれば、人が草刈りなど一定程度手を加えることで生息できる生物もいるため、そのような生物多様性の観点から公園の計画を考えたいと思います。 オオタカの生息は確認しているため、影響についても配慮していきたいと考えています。 |

表 2-4 (6) 説明会 (第3回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|------------|--------|---|---|
| F (再質問) | 環境影響評価 | 環境保全目標で「最小限にとどめる」との記載している箇所がありますが、具体的な数字を示すべきと思います。 また、数字が記載されている目標もありますが、その場合は数字の根拠を明記すべきと思います。 | 評価項目の中には、定量的に評価していくものと定性的に評価していくものがあり、例えば、光の影響などは生物に対して定量的に示すことができないので、定性的な表現としています。 |
| | 環境影響評価 | 「影響しない」との表現がありますが、何に対して影響しないのか、人間に対してなのか、生物に対してなのか、主体がわかりません。例えば、騒音では85dBとありますが、生物多様性の方の生き物には影響はないのでしょうか。 | 例えば、85dBは騒音規制法にて定められる数値を目標値としており、対象は環境全般を勘案して85dBとしています。 |
| | 環境影響評価 | 事後調査についても、問題があるかないかの基準や根拠が曖昧で分からないので、きちんと決めていただきたい。 | 生物多様性であれば、今回の準備書等で示している重要な種が生息できているか、湧水は湧水量が増えているか減っているか等が判断基準となるかと思います。景観は定性的な評価になるため、今と比べてどの程度景観に配慮されたかがポイントになると考えています。 |

表 2-5 (1) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|---|---|
| A | その他 | 今日は園芸博の説明会ではないのですか。 | 本日は、将来作る公園整備事業の説明会であり、園芸博の説明会ではありません。 |
| | | 園芸博は何年後に開催するのでしょうか。 | 園芸博は、2027年3月から9月に開催予定と園芸博協会より聞いています。 |
| | | 園芸博開催時期の道路混雑は大丈夫なのでしょうか。 | 園芸博協会にて検討を進めていると聞いていますが、適切な時期に園芸博協会から説明があると考えています。 |
| | その他 | 園芸博の説明会にしては、参加者が少ないように感じますが今回の説明会はどのように周知しているのでしょうか。方法を教えていただきたい。 | 今回の説明会は横浜市環境影響評価条例に基づき、お配りしているチラシに記載の「準備書対象地域」を対象とし、ポスティングや、広報よこはま、ホームページ等にて周知しています。 |
| B | 環境影響評価 | 今回示されているのは、公園整備事業のアセスとのことですが、2次整備の際に観光・賑わい地区の工事も行われるのでしょうか。行われる場合、環境影響評価の結果は変わってくるのでしょうか。 | 基本的に公園整備事業として予測・評価を行っていますが、先行して環境影響評価の手続きを行っている区画整理事業を考慮して、工事中は区画整理事業の工事、供用時は区画整理事業で影響を予測している賑わい施設や物流施設等の影響を踏まえて、予測評価を行っています。 |
| C | 事業計画 | この公園内において、なぜ相沢川には遊水池を設置しないのでしょうか。区画整理事業の説明会では相沢川の地下に貯留施設を作るという説明がありました。 | 相沢川の調整池3は区画整理事業で位置も含めて検討中であり、公園整備事業とも連携し、情報の共有を行いながら検討を進めています。 |
| | 事業計画 | 相沢川付近はハザードマップで内地浸水域で2m以上の浸水となっていますが、市の職員の皆さんはご存じでしょうか。 | ハザードマップを基にした資料を準備書に反映しており、浸水域等を把握し、考慮したうえで計画策定を行っています。 |
| | その他 | 区画整理事業の担当者や、公園事業の前任者とは適切に情報共有ができていますでしょうか。以前、旭区の説明会にて、遊水池については北側の区画整理区域に設置すると聞きましたが、確認はできたのでしょうか。また、担当者の引継ぎはしっかり行われているのでしょうか。 | 区画整理事業を行う都市整備局との連携は適切に行っており、担当者の異動に伴う引継ぎも、時間を設けてしっかり行っています。 |

表 2-5 (2) 説明会 (第 4 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|--|---|
| D | 事業計画 | 相沢川はなぜ暗渠とするのでしょうか。開渠にできないのでしょうか。 | 区画整理事業では暗渠とすると聞いていますが、公園区域の谷戸ではその暗渠から取水し、湿地環境等を整備することを考えています。 |
| | 環境影響評価 | 暗渠にすると生物への影響は大きいと思いますが、適切に、科学的に評価が行われているのでしょうか。 | 区画整理事業のアセス審議会でも暗渠化による水質への影響について審議されましたが、問題ないと判断されたと聞いています。 |
| | 事業計画 | 相沢川の半分以上は区画整理事業の区域にありますが、川は繋がっていて、区画整理事業が上流側なので、暗渠にすると影響が出てくると思います。公園事業とは関係がないとは言えないので、区画整理事業にも対策を行うよう働きかけが必要ではないのでしょうか。 | 横浜市としては、旧上瀬谷通信施設全体を、郊外部の活性化拠点としてまちづくりを進めています。 相沢川の自然環境の保全については、引き続き、区画整理事業と連携して進めていきます。 |
| E | 事業計画 | 「歩道整備により工事用車両等の振動が低減される」とありましたが、環状 4 号線沿いの住民は、今でも振動に悩まされています。歩道は整備されるのでしょうか。 | 歩道については、地域社会の歩行者の安全性で、歩道が整備されるので環境の配慮がされると説明したと思います。 なお、公園事業では歩道の整備は行いませんが、区画整理事業にて区画内の道路を整備するにあたって歩道を整備すると聞いています。 |
| | その他 | 新たな交通とは何のことでしょうか。新交通を指していますか。上瀬谷基地までのアクセス手段はどのように考えているのでしょうか。 | 新たな交通について、現在、将来の土地利用に見合う十分な輸送力を確保しながら、整備コスト抑制や新たな技術の活用などの視点で幅広い検討が進められていると聞いています。今回の環境影響評価の中でも新たな交通からのアクセスが生じると想定しています。また、本公園は広域公園となるため、徒歩、自転車、自動車による来園者も想定しています。 |
| | その他 | 環状 4 号線の拡幅工事について、以前の説明会では中屋敷の消防署から先を 4 車線に拡幅するとありましたが、そこから先だけを拡幅してもあまり意味がないと思います。 | 海軍道路は区画整理事業の区域内は 4 車線に拡幅されますが、その他の区間も拡幅するかは、区画整理か道路整備にお問い合わせいただきたいと思います。本日そのような意見があったことは都市整備局に伝えます。 |

表 2-5 (3) 説明会 (第 4 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|---|---|
| E | 事業計画 | 相沢川をなぜ暗渠にしなければならないのでしょうか。また、公園区域内は取水なのか、開渠なのでしょうか。 | 区画整理事業より、まちづくりの上で暗渠化が必要と聞いていますが、詳しくは都市整備局に問い合わせ頂きたいと思えます。 なお、公園区域内は、開渠ではなく取水として考えています。 |
| F | その他 | 公園整備事業は園芸博ありきの事業なのでしょうか。 | 公園整備の途中に、園芸博が開催される予定です。なお、公園整備事業は、この旧上瀬谷通信施設地区のまちづくりの一環として実施するという認識でいます。 |
| | その他 | 園芸博は何のためにやるのでしょうか。誰に聞いても説明がないし、園芸博の方に質問しても訳のわからない回答しかありません。そのような状況で話がどんどん進んでいます。説明できる人を連れてきてください。 | 園芸博は園芸博協会が主催しています。園芸博協会から基本計画が公表されており、そこに開催の意義が記載されているため、ホームページで確認するか、園芸博協会に問合せいただきたいと思います。 本日は公園整備事業の説明会であり、他事業の、かつ横浜市とは別の組織で行う事業の回答を正確にお伝えできるかわからないため、説明がないという意見があったことは園芸博協会に伝えます。また、園芸博も環境影響評価の手続きを進めていますので、今後、同様な説明会を実施すると思えます。その際に質問等をお願いします。 |
| G | 土壌汚染 | 区画整理事業では土壌汚染が何か所かあると記述されていますが、公園事業においてはどのように対策するか説明が全くありませんでした。 また、土壌汚染箇所について、残置することは環境学的に影響はないのでしょうか。 | 土壌汚染は区画整理事業が対策するため、区域内にある土壌汚染は、基本的には区画整理事業で除去され、公園事業の区域内に対策が必要なものはないと考えています。1点だけ、東地区の1箇所に鉛が検出されていますが、検出された深さが8～9mと深いため、除去はせず残置すると区画整理事業から聞いています。 土壌汚染に関しては、土壌汚染対策法に基づき適切に対処していきます。 |
| | 環境影響評価 | 工事事業者、来園者ともに出来る限り環境負荷がかからないように会場に来るとありますが、車以外で移動するのは感覚的に無理と思います。できないならできないと言い切ってしまった方が良くないのでしょうか。 | ご指摘のとおり、何時も必ず公共交通機関を使うことは難しいため、可能な限りとしています。こちらの姿勢として、周辺的生活環境に影響を及ぼさないことを目標に公共交通機関の利用を推奨しますが、炎天下や嵐の際には環境目標を鑑みて、多少車も利用させていただければと考えています。 |

表 2-5 (4) 説明会 (第 4 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|--|---|
| G | 環境影響評価 | 和泉川の浸透性土地利用は81.4%とありますが、浸透しないものは全て下流に流れてくるのでしょうか。 | 和泉川は、公園区域内に多自然型の調整池を整備予定であり、降雨時に大量の水が一気に下流に流れないように、一時溜めて徐々に流れていくような調整池を東地区に作ることを区画整理事業において検討しています。 |
| | その他 | 環状4号線はゆめが丘の開発が進み、そちらへの交通量も増えます。南側から公園にアクセスする車が増え、瀬谷の南や泉区内全体に関係してくる問題だと思いますが、泉区や大和市に説明会の案内がないので、説明会を充実させてほしい。環状4号線や瀬谷柏尾道路は私たちの生活道路なので、よろしく願います。 | 今回は環境影響評価の説明範囲としていますが、工事開始後に、より南の方まで影響が出る可能性も考えられるため、土地区画整理事業や園芸博とも調整し、説明範囲や手法を改めて検討したいと考えています。 |
| H | 環境影響評価 | 「現況に近い状況に回復」「ある程度現況に近い状況に回復」とありますが、現状を100として、どの程度回復すれば現況に近いと言えるのでしょうか。具体的な数字を示してください。例えば、ホトケドジョウ1匹だけでも回復といえるのか等、具体的な指標を示してください。 | 基本的には、注目すべき種が存続できることが重要であると思います。注目すべき種の生息が維持できる環境を創出することが目的であるため、どのくらいの面積を確保したら、それが達成できるかは環境の質的な面もあるため、数字での表現は難しいと考えます。 |
| I | 事業計画 | 水田は質的に草地と湿地の繰り返しとは異なります。また、人と自然との触れ合いの場でもあると思います。ガーデン1を可能性ではなく具体的な話として、水田にできないでしょうか。 | 水田も1つの可能性として検討していますので、本日の意見も参考に検討を進めたいと思います。 |
| | 環境影響評価 | ホトケドジョウの生息が危ぶまれたら専門家と相談のうえ移設を考えるというように言い方でしたが、明確な計画ではないので、守る仕組み、組織等について専門家等を含めて明確化しておかなければ意味がないと思います。もっと計画が具体化した段階で説明会を行ってほしいと思います。 | 専門家の方に御意見いただきながら、工事の方法や保全・創出の方法を検討しています。具体的な方法等はアセスの審議会などで必要に応じて説明したいと考えています。 |
| | その他 | 園芸博の説明会にて外来種を入れる可能性が高いことから、拡散汚染への懸念について、質問しました。 今回の公園の大花壇において、外来種拡散への対策はどのようにされる予定でしょうか。 | 園芸博協会と連携し、外来種が公園内に残らないような対策の検討を進めていきたいと思っています。 |

表 2-5 (5) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|------|---|--|
| J | 事業計画 | 公園の災害時の活用方法や設備等の計画はどうなっているのでしょうか。有事の際のヘリポートや一時避難の設備があると聞いていますが、どのような計画となっていますか。 | 西地区のグラウンドや中央地区のサクラ広場のような広場空間等に自衛隊や消防等が集まって応援活動拠点として活動できる空間や、サクラ広場はヘリパットとする計画の検討を関係部署と進めています。 |
| | 事業計画 | 今回の説明では、賑わい地区等を含めて治水を検討されているのでしょうか。 | 区画整理事業で、全体のまちづくりを進めるにあたって必要な調整池の検討を進めています。 |
| K | 土壌汚染 | 地下8～9mに鉛の汚染があると聞きましたが、正確な場所と数値は準備書に載っていますか。載っている場合、準備書の具体的なページ数を教えてください。 | 準備書の3～30ページに記載しています。また、準備書はホームページでご覧いただけます。 |
| L | その他 | 昨日、場所が取れなかったため、夜しか説明会が開催出来なかったとのことですが、公会堂の予定表では空いている日があるので、そこで説明会を行わなかったのはなぜでしょうか。 | 説明会は、公告から30日以内に開催が必要で、私共が予約をするタイミングでは、この時間しか空いている日がありませんでした。 |
| | その他 | 壇上で紹介されていない方は誰なのでしょう。 | 今回の説明会の記録を取っている速記の方です。 |
| M | 事業計画 | 上瀬谷の自然は貴重なので、保全するとうたっていることは敬意を表しますが、実際に打ち出されている計画では、自然が保全されているとは言えないのではないかと思います。 相沢川は暗渠化ではなく、より自然度の高い川にしてほしいと思います。環境創造局の立場として、より自然豊かな川になるように、横浜市を説得すべきと考えます。 | 相沢川の暗渠化については、横浜市としては、まちづくりの一環として暗渠化するという事を考えています。 公園区域では相沢川から取水して、できる限り環境の保全や創出に努めていきたいと思います。 |
| | 事業計画 | 環境ゾーンの中にぜひ水田を設置していただきたい。冬みず田んぼは草地とは生態系が違い、非常に豊かです。歴史的な意味、環境学習のフィールドとしても水田は是非実現してほしいと思います。 | 相沢川の谷戸は、公園区域内については水田も含めて検討を進めていますので、水田を作ってほしいという御意見として承ります。 |
| | 事業計画 | 和泉川で十数年、毎日水位や生物を観測していますが、今年の2月の1か月間に和泉川の干上がりが8日間もありました。これでは生物多様性は失われていきます。この地域が水の供給源であるので、透水性をしっかりと確保してください。 | 公園区域の和泉川は源頭部であることを承知していますので、自然を創出しながら、水源涵養機能を果たしていきたいと考えています。 |

表 2-5 (6) 説明会 (第 4 回) における質疑、意見の概要及び事業者の説明

| 質問者 | 項目 | 説明会における質疑、意見の概要 | 事業者の説明 |
|-----|--------|---|---|
| N | 環境影響評価 | 上瀬谷を分水界が通過していることは認識していますか。 | 承知しています。 |
| | 環境影響評価 | 東西方向、南北方向の断面図は用意していますか。また、現況との変化はありますか。それがわからないと、環境アセスが成り立たないと思うのですが、今の環境アセスは、現在の地表面で行っているという理解で良いでしょうか。 また、断面図は提示して頂けるのでしょうか。 | 公園の工事においては、流域面積が変わらないように計画しています。 ただし、造成は区画整理事業で実施し、公園事業では造成は行わないため、断面図は公園としては作成していません。区画整理事業が入ったことを前提に公園計画を立てています。 |
| O | 土壌汚染 | 園芸博、区画整理事業、公園事業について、どこがどこに対して責任を取るか、ワンストップの責任者がいないことに疑問を持っているという前提でお尋ねします。 2025年3月に土壌汚染の最終精査をした結果を防衛相から発表すると聞いています。南関東防衛局、防衛省に問い合わせたところ、旧日本海軍のものに関しては、防衛省とは違う組織なのでわからないとの回答がありました。また、土壌汚染対策法に8～9mの鉛の汚染は該当しないから調査しないとのことでしたが、アメリカ海軍が接収していた時のもの、日本海軍があった時のものをつまびらかに調査しないで、かつ砲弾が2発出ても警察が規制線すら張っていません。こんなことをしていて大丈夫なのでしょうか。 防衛省による土壌汚染の精査結果は来年3月に出るが、ここでは結果が出ているから調査しないというのは齟齬がないのでしょうか。8～9mに鉛があったら、水質汚染等の可能性は考えないのでしょうか。 | 区画整理事業とは連携しながら土壌対策汚染法に基づき適切に対処していきます。 |

令和5年3月



(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書の 縦覧及び説明会開催のお知らせ

「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」(以下、「本事業」とします。)について、横浜市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価準備書」(以下、「準備書」とします。)を作成しましたので、その概要と縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

1 説明会の概要

●会場及び日程

| 日 時 | 会 場 | 定 員 |
|----------|---------------------------|------------|
| 4月14日(金) | 旭公会堂 旭区鶴ヶ峰一丁目 4番地12 | 先着 460名 |
| 4月15日(土) | | |
| 4月21日(金) | 瀬谷公会堂 瀬谷区二ツ橋町 190番地 | 先着 430名 |
| 4月22日(土) | | |

18時30分～
20時30分
(予定)
【18時15分開場】

- ・各回とも内容は同じです。説明後、質疑応答を行います。
 - ・申し込みは不要です。当日、会場へお越しください。
 - ・手話通訳をご希望の方は当日受付でお申しつけください。
 - ・旭公会堂、瀬谷公会堂は有料駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。
- ※新型コロナウイルス感染防止対策について
- ・当説明会は、国の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施します。
 - ・ご来場にあたり手洗い消毒、体温測定などのご協力をお願いします。
 - ・体調不良の方はご来場をご遠慮いただきますよう、お願いします。
 - ・その他会場内では、職員の指示に従ってください。
 - ・新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、開催方法等が変更となったり、中止させていただく可能性があります。最新情報は、環境創造局公園緑地整備課ホームページ(下記QRコード)でご確認ください。

【旭区】




【瀬谷区】



2 説明動画の配信について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での説明内容と同様の「説明動画」をインターネット上で公開します。インターネットをご利用いただける方は、是非そちらをご利用下さい。

●公開日時及び公開先について

| 公開日時 | 公開先 |
|--|--|
| 4月7日(金) 午前9時から 5月8日(月) 午後5時まで | <p>【環境創造局公園緑地整備課ホームページ】</p> <p>横浜市 上瀬谷公園 <input type="button" value="検索"/></p>  |

3 対象事業の概要

本事業は旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施するものです。

| | |
|------------|---|
| 事業者の氏名及び住所 | 名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 |
| 対象事業の名称 | (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 |
| 対象事業の種類、規模 | 運動施設、レクリエーション施設等の建設： 都市公園の新設（第1分類事業） 敷地面積：約64.5ha 形質変更区域面積：約64.5ha |
| 対象事業実施区域 | 横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町 |



4 対象事業の計画内容

旧上瀬谷通信施設は、昭和20年に米軍により接収され、平成27年6月30日に全域が返還された約242haの米軍基地の跡地です。

横浜市では、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的に、「公園・防災地区」の一部に広域公園を整備する計画としました。

対象事業実施区域の地区構成については、現在の地形などをいかながら大きく4つの地区を設定しました。



地区構成及び主な施設

| 地区名 | 地区の特徴 | 主な施設 |
|------|--|---|
| 西地区 | スポーツを中心としたレクリエーション活動の場となる地区 | ・運動広場・野球場 ・多目的広場 ・スポーツ施設管理棟 など |
| 中央地区 | 広大な草地広場をいかしたイベントやレクリエーション活動、憩いの場となるとともに、植物や環境などに関する学びを発信する地区 | ・桜並木（主園路沿いに配置） ・サクラ広場・大花壇・遊具広場 ・ドッグラン ・パークセンター1 など |
| 北地区 | 公民連携を積極的に推進し、グランピングやキャンプ、アスレチック体験などのアウトドア体験施設、そして、地産地消を活用した飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら、賑わいを創出する地区 | ・アウトドア体験施設 ・飲食・物販施設 など |
| 東地区 | 自然体験や農体験などを通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区 | ・体験農園・森の散策路 ・日本庭園 ・パークセンター2 など |

■環境配慮事項

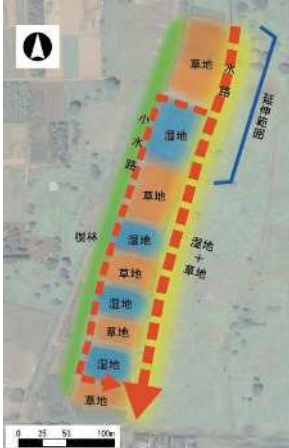
相沢川、和泉川周辺等については、土地区画整理事業が主体となり本事業と調整を図る他、主に次の事項を行います。

【相沢川周辺】

相沢川の谷戸地形をいかし、樹林、多自然水路（開放水面）、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地という環境区分を連続的に推移させ、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育を可能とします。

相沢川の谷戸地形をいかし、樹林、多自然水路（開放水面）、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地という環境区分を連続的に推移させ、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育を可能とします。

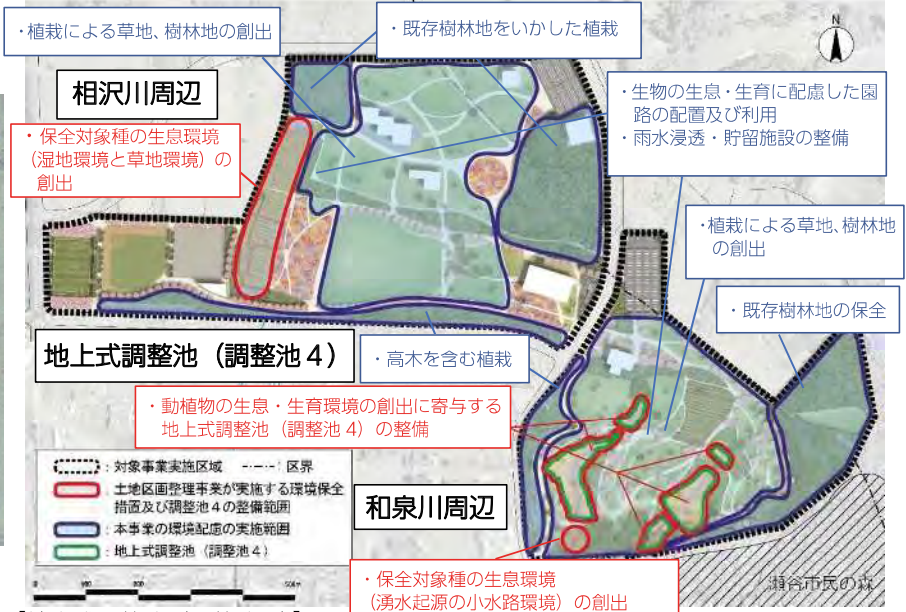
【相沢川周辺の環境保全措置の平面イメージ】



【和泉川周辺】

現況の地形、地層をいかして浸透水から水路への流れを保全し、湧水環境に生息・生育する動植物に適した環境を整備し、ホトケドジョウの生息を可能とします。

【和泉川周辺の環境保全措置の断面イメージ】



【地上式調整池 (調整池4)】

洪水調節機能の確保・維持及び、動植物の生息・生育環境の創出に寄与します。また、河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成し、生物の生息・生育環境の連続性を確保します。

【地上式調整池の断面イメージ】



■動線計画

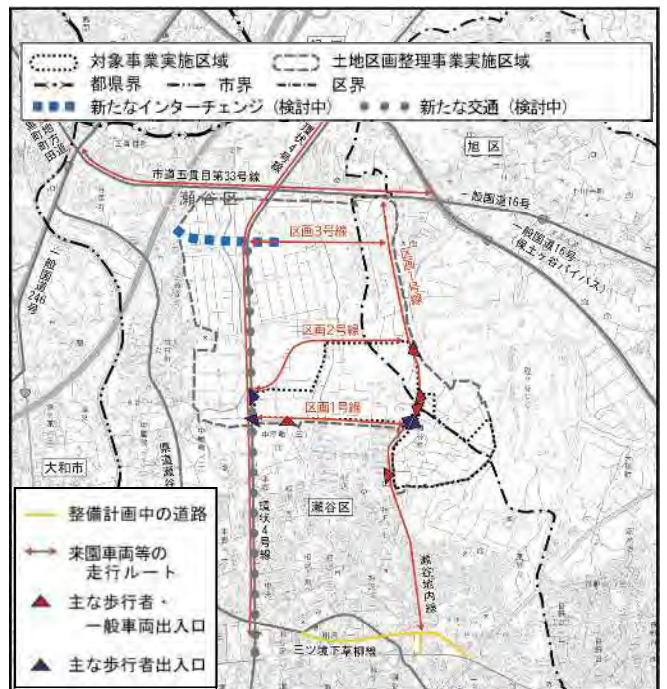
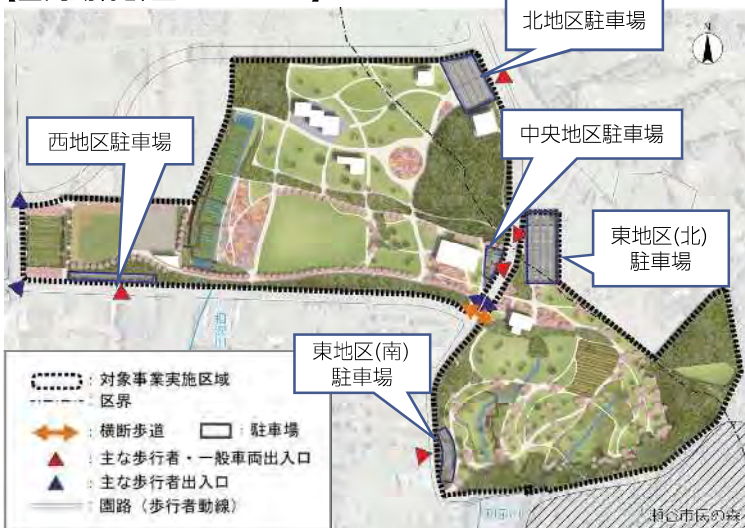
車両動線計画について、南北方向の道路は、西側に環状4号線の拡幅整備が計画され、東側にも市道五貫目第33号線及び瀬谷地内線に接続する区画1号線が計画されています。東西方向の道路は、上記の南北方向の道路をつなぐ区画2号線及び区画3号線が計画されています。車両などによる公園へのアクセス動線は、東西2本の南北方向の道路からのアクセスが主になると想定されます。

歩行者のアクセス動線は、環状4号線沿いに検討されている新たな交通からのアクセス動線が主になると想定されます。

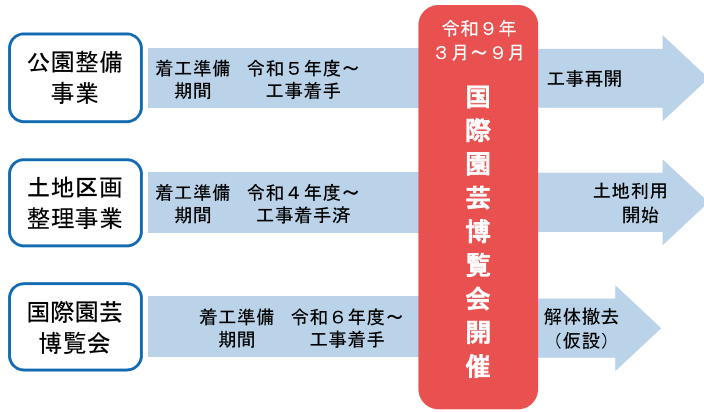
また、対象事業実施区域内の歩行者主動線は、回遊性のある動線を形成する計画とします。

【車両・歩行者動線計画 (対象事業実施区域周辺)】

【園内動線計画のイメージ】



■今後のスケジュール



■工事概要等

- 土地区画整理事業によって造成や整地が行われるため本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して、施設整備を行う計画です。
- 本事業は、国際園芸博覧会で利用し、その後公園施設として残存する主要な園路、インフラ設備等の基盤整備及び植栽地等を対象とする一次整備工事と開催後に公園の必要施設の整備を対象として整備を行う二次整備工事に分けています。

■工事車両の走行ルート

- 工事車両の走行ルートは環状4号線、市道五貫目第33号線を主なルートとし、二次整備時は土地区画整理事業地内の区画1号線、2号線を追加します。
- 一次整備工事の着工時は、環状4号線からの出入口を使用し、土地区画整理事業の仮設道路が使用可能となればそちらに工事車両を分散する計画です。

■工事排水計画

- 工事排水は、公共下水道に排出する計画ですが、排水管の敷設・接続工事が完了するまでは、仮設調整池へ集水し、上澄み水を公共水域に放流する計画です。

■緑の保全と創造

①グリーンインフラの展開

グリーンインフラの導入によって自然が持つ多様な機能を発信し、気候変動に適応した新たなモデルとなる公園とします。

【グリーンインフラ実装のイメージ】

豊かな緑量を確保し、緑陰や風による快適空間の創出や生物多様性の保全に努めます。加えて、礫間貯留、スウェル等の浸透・貯留施設の整備、維持管理により、流域単位での水循環を行います。



【スウェル】

- 園路脇等に帯状に整備した窪地です。
- 大雨時に水を集め、一時的に貯留し、ゆっくりと浸透させることで、雨水の流出を抑制します。



■工事工程

本事業は、令和5年度に着工し、令和9年に開催する国際園芸博覧会時には整備を一時中断して、閉会后、整備を再開します。その後、段階的に整備していき、工事期間は令和25年度までを目標としています。

| 工事種別 | 令和 | | |
|--------|---------|-----|-----------|
| | 5年度～8年度 | 9年度 | 10年度～25年度 |
| 一次整備工事 | 基盤整備 | ■ | |
| | 植栽工 | ■ | |
| | 設備工 | ■ | |
| | 園路広場整備工 | ■ | |
| | 施設整備工 | ■ | |
| 二次整備工事 | 基盤整備 | | ■ |
| | 植栽工 | | ■ |
| | 設備工 | | ■ |
| | 園路広場整備工 | | ■ |
| | 施設整備工 | | ■ |
| 建築 | | ■ | |

国際園芸博覧会開催予定
公園全面供用開始予定

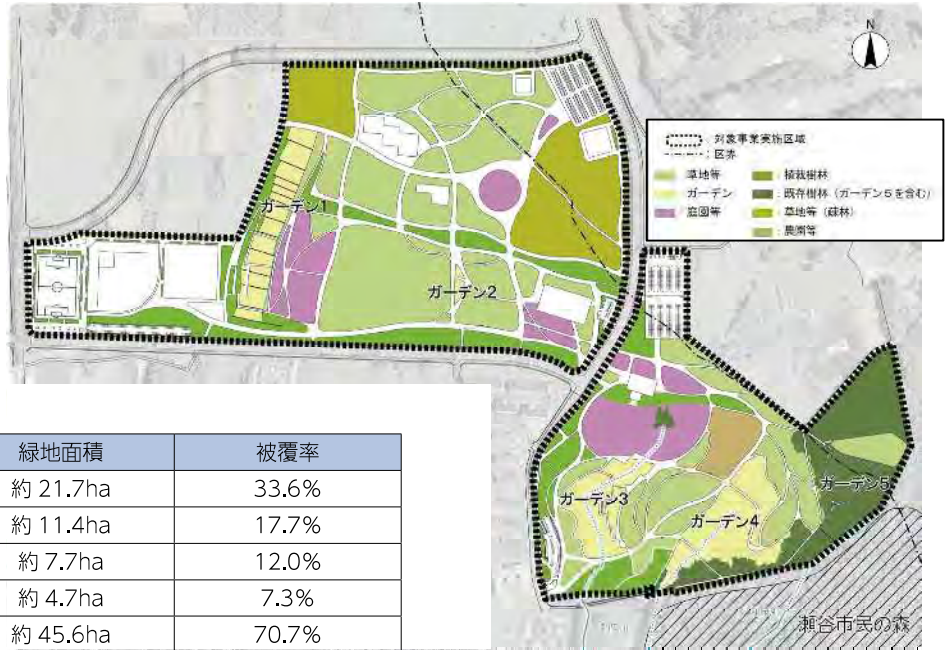
■工事車両及び車両のルート



■緑の保全と創造

②緑化の方針

- 対象事業実施区域に対する緑地面積割合は約71%となる予定で、生物の生息・生育環境の確保や良好な景観形成に資する、質の高い緑を十分に創出し、環境形成を図ります。
- 既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。



●緑地面積と被覆率^注

| 区分 | 緑地面積 | 被覆率 |
|----------------|----------|-------|
| 草地等 (地被・草本・疎林) | 約 21.7ha | 33.6% |
| ガーデン、庭園等、農園等 | 約 11.4ha | 17.7% |
| 植栽樹林 | 約 7.7ha | 12.0% |
| 既存樹林 | 約 4.7ha | 7.3% |
| 合計 | 約 45.6ha | 70.7% |

注：「緑地面積」は区分ごとの敷地面積、「被覆率」は、対象事業実施区域（64.5ha）に対する、各区分の面積の割合です。

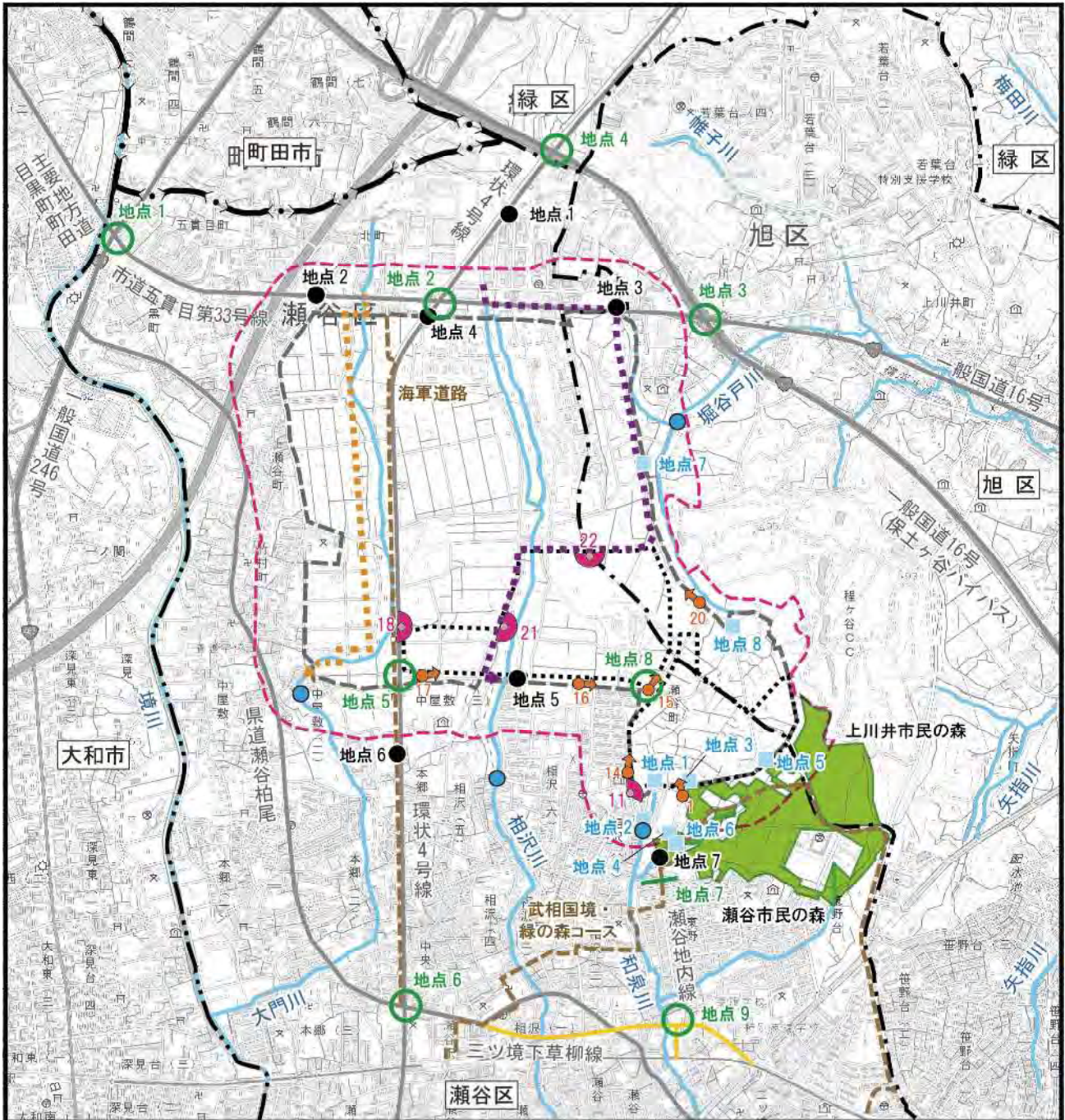
5 環境影響評価手法の概要

■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

| 環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方 | 環境影響評価項目 | 環境影響要因 | 区分 | 工事中 | | | 供用時 | | |
|----------------------|-----------|----------|-------------|---------|----------|-------|----------|-------|----------|
| | | | | 建設機械の稼働 | 工事用車両の走行 | 建設行為等 | 施設の存在 | | 来園車両等の走行 |
| | | | | | | | 施設の利用の変化 | 施設の運営 | |
| 地球環境への負担の軽減 | 温室効果ガス | 温室効果ガス | | ● | ● | | | ● | |
| | | 動物 | 動物 | | | ● | ● | ● | |
| 身近な自然環境の保全・再生・創造 | 生物多様性 | 植物 | 植物 | | | ● | ● | ● | |
| | | 生態系 | 生態系 | | | ● | ● | ● | |
| | | 水循環 | 地下水位及び湧水の流量 | | | ● | ● | | |
| 安心して快適に生活できる生活環境の保全 | 廃棄物・建設発生土 | 一般廃棄物 | | | | | | ● | |
| | | 産業廃棄物 | | | | | | ● | |
| | | 建設発生土 | | | | | | | |
| | 大気質 | 大気汚染 | ● | ● | | | | | ● |
| | 水質・底質 | 公共用水域の水質 | | | ● | | | | |
| | 騒音 | 騒音 | ● | ● | | | | | ● |
| 快適な地域環境の確保 | 地域社会 | 交通混雑 | | | | | | | ● |
| | | 歩行者の安全 | | | | | | | ● |
| | 景観 | 景観 | | | | | ● | | |
| | 触れ合い活動の場 | 触れ合い活動の場 | | | ● | | ● | | ● |

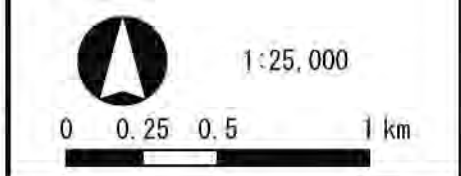
[凡例] ●：選定した項目 下線：「方法書」から変更した項目

■主な予測地点



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 土地区画整理事業実施区域
- 整備計画中の道路
- 河川
- 動植物調査地域（舗装地等人工改変地を除く）



- 水循環（湧水の流量）の予測地点
- 相沢川切り回し
- 大門川切り回し
- 大気、騒音、振動の予測地点
- 主要な眺望景観の予測地点
- 囲繞景観の予測地点
- 公共用水の水質の予測地点
- 写真の撮影方向
- 囲繞景観のパノラマ写真の撮影範囲
- 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）の予測地点
- 触れ合い活動の場の予測地点

注1：地域社会の地点8、9の交差点は現存しないため、予測（交通混雑）のみを実施します。
 注2：景観の主要な眺望景観及び囲繞景観の予測地点の番号は、準備書において、予測対象として選定した地点番号に対応しています。

6 予測及び評価の結果並びに環境保全措置

1. 温室効果ガス

| 予測及び評価結果の概要 | | 環境の保全のための措置 | | | | | | |
|---------------------|--|--|-----------|--|------|-----------------------------|--------|-----------------------------|
| 工事用車両の走行 建設機械の稼働 | 環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと評価します。 | <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドルングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。等 | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <th colspan="2">温室効果ガス排出量</th> </tr> <tr> <td>建設機械</td> <td>7,736 tCO₂/ 期間</td> </tr> <tr> <td>工事用車両</td> <td>9,520 tCO₂/ 期間</td> </tr> </table> | | 温室効果ガス排出量 | | 建設機械 | 7,736 tCO ₂ / 期間 | 工事用車両 | 9,520 tCO ₂ / 期間 |
| 温室効果ガス排出量 | | | | | | | | |
| 建設機械 | 7,736 tCO ₂ / 期間 | | | | | | | |
| 工事用車両 | 9,520 tCO ₂ / 期間 | | | | | | | |
| 施設の運営 | 環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと評価します。 | <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー型製品（空調設備、LED 照明等）の導入により、消費エネルギーの削減に努めます。 建物（パークセンター等）周辺の緑化や、太陽光等の再生エネルギー施設の導入を行います。 省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー施設の設備等は、新しい技術も含めて幅広く導入の検討を行い、環境性や周辺自然環境との調和を考慮して、積極的に採用します。等 | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <th colspan="2">温室効果ガス排出量</th> </tr> <tr> <td>電力由来</td> <td>1,359 tCO₂/ 年</td> </tr> <tr> <td>都市ガス由来</td> <td>205 tCO₂/ 年</td> </tr> </table> | | 温室効果ガス排出量 | | 電力由来 | 1,359 tCO ₂ / 年 | 都市ガス由来 | 205 tCO ₂ / 年 |
| | 温室効果ガス排出量 | | | | | | | |
| 電力由来 | 1,359 tCO ₂ / 年 | | | | | | | |
| 都市ガス由来 | 205 tCO ₂ / 年 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

2. 生物多様性（動物）、3. 生物多様性（植物）、4. 生物多様性（生態系）

| 予測及び評価結果の概要 | | 環境の保全のための措置 |
|-------------|--|---|
| 建設行為等 | <p>■動物 瀬谷市民の森等の樹林域では、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。</p> <p>■植物 瀬谷市民の森等の樹林域では、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種としてヤブムグラ、アマナ等が確認されています。</p> <p>■生態系 対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする注目種等については、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される夜行性のタヌキ（典型性）が挙げられます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。^{注1} 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。^{注1} 工事の実施に伴う夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。 |
| | <p>工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、樹林域及び住宅地域との境界に仮囲いを設置することから、影響はほとんどないと予測します。</p> | |
| | <p>環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」は達成されるものと評価します。</p> | |

注1：土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出され、本事業は、その周辺で工事を実施するため、工事中は作業時間の順守等の配慮を実施するとともに、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。

2. 生物多様性（動物）、3. 生物多様性（植物）、4. 生物多様性（生態系）

| | 予測及び評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|--|---|-------------|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設の存在・土地利用の変化</p> <p>■動物 注目すべき種としてモズ、ヒバリ、シュレーゲルアオガエル、ショウリョウバッタモドキ、ホトケドジョウ等の生息環境を反映した種が確認されています。</p> <p>■植物 注目すべき種として、相沢川周辺の谷戸地域で、アオカワモズク、シャジクモ、ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジが確認されています。</p> <p>■生態系 低地の樹林・畑地・草地の生態系の注目種等として、典型性のタヌキ、落葉広葉樹林、ヒバリ、トノサマバッタ、上位性のオオタカ、湿性低地・河川の生態系の注目種等として、典型性のシオカラトンボ、上位性のシマヘビ、特殊性のホトケドジョウが確認されています。また、対象事業実施区域内には、約9.2haの樹林、約45.1haの乾生草地、約0.3haの湿生草地が分布しています。</p> <p>対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行います。p.3に示す環境配慮事項を行うことから、ある程度現況に近い状態に回復すると予測します。</p> <p>環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境の回復に寄与すること。」「注目すべき種の植物相や植生の多様性の回復に寄与すること。」「地域の生物多様性の回復に寄与すること。」は達成されるものと評価します。</p> | <p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化に際し、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。 ・園路や駐車場等には礫間貯留、スウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。 ・現位置保存した既存樹木を含めた植栽を適切に維持管理します。 <p>【相沢川周辺の谷戸地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画します。 <p>【和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主にガーデン3～5や草地等においては、既存樹林地の保全を行うとともに、植栽等により樹林地、低茎湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備することで、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池4の整備範囲と瀬谷市民の森等との緑のつながりを確保します。 ・保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）を創出する範囲は、生物の生息環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限します。また、ガーデン3、ガーデン4には園路を設置するとともに、瀬谷市民の森等と隣接するガーデン5の既存樹林地は、利用者が林内に入ることがないように、園路沿いにロープ柵等を設置することで、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。 | |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設の運営</p> <p>■動物 瀬谷市民の森等の樹林域では、公園施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。</p> <p>■植物 瀬谷市民の森等の樹林域では、公園施設の夜間照明の影響が懸念される注目すべき種としてヤブムグラ、アマナ等が確認されています。</p> <p>■生態系 瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする注目種等については、公園施設の夜間照明による影響が懸念される夜行性のタヌキ（典型性）が挙げられます。</p> <p>適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことから影響はほとんどないと予測します。</p> <p>環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」は達成されるものと評価します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。^{注1}また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。 <p>注1：土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出されるため、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行います。</p> | |

5. 水循環（湧水の流量）

| 予測及び評価結果の概要 | | 環境の保全のための措置 |
|---------------|---|--|
| 工事の実施 | <p>対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。帯水層を遮断するような連続的な土地の改変は行わないため、帯水層への影響は小さいものと考えられます。また、本事業で湧水源を直接改変することはありません。</p> <p>土地区画整理事業で既存樹林を可能な限り保全し、本事業で既存樹林地をいかにしながら植栽により新たな緑を創出します。さらに、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「湧水の分布及び流量の変化を最小限にすること。」は達成されるものと評価します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかにし、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。 草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。 和泉川源流部周辺において湧水の流量を監視し、必要に応じて速やかな対策を実施します。 |
| 施設の存在・土地利用の変化 | <p>本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかにしながら、公園利用に必要な施設の整備を行う計画であり、水利用・排水処理は公営上水道、公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。また、既存樹林地の保全を行うとともに植栽等により樹林地、低茎湿生草地、低茎乾性草地、高茎乾性草地を整備するとともに、雨水が浸透しない園路や駐車場等の範囲においても礫間貯留、スウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで水源の涵養を図り、和泉川源流域及び堀谷戸川流域の湧水の流量を維持します。さらに、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標である「湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと評価します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかにし、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。 園路や駐車場等には礫間貯留、スウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。 地上式調整池（調整池4）周辺のガーデン3～5や草地等においては、既存樹林地の保全を行うとともに、植栽等により樹林地、低茎湿生草地、低茎乾性草地、高茎乾性草地を整備することで、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池4の整備範囲と瀬谷市民の森等との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。 |

6. 廃棄物・建設発生土

| 予測及び評価結果の概要 | | 環境の保全のための措置 |
|-------------|---|---|
| 工事の実施 | <p>工事の実施により発生する産業廃棄物は917.2tであり、このうち74.4tが最終処分されると予測します。また、作業土工による発生土量は、69,424m³を見込みます。</p> <p>これに対して、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「工事により発生する産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと評価します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 |
| 施設の運営 | <p>本事業より発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は、それぞれ年間678.7t及び103.5tと予測します。</p> <p>これに対して、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「供用に伴い発生する廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと評価します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 公園内で発生する剪定枝や刈草等は、資源化・再利用に努め、焼却ごみの減量化を図ります。 公園利用者に対し、ごみの発生抑制及び分別について周知を図ります。 発生した廃棄物は分別し、再資源化可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。 |

7. 大気質

| 予測及び評価結果の概要 | | 環境の保全のための措置 | |
|------------------------|--|--|---------------------------------|
| 建設機械の稼働 | 建設機械の稼働に伴う大気質濃度の予測結果は、環境保全目標を達成するものと評価します。 【二酸化窒素】 | <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。 施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 工事関係者に対して、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底します。 建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 工事区域境界には仮囲いを設置します。 工事現場内では、必要に応じて散水、掃除等、粉じんの飛散防止のための措置を行います。 | |
| | 日平均値の年間 98%値 | | 環境保全目標 |
| | 0.036ppm | | 1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm を超えないこと |
| | 【浮遊粒子状物質】 | | 環境保全目標 |
| 日平均値の 2%除外値 | 環境保全目標 | | |
| 0.047mg/m ³ | 1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m ³ を超えないこと | | |
| 工事用車両の走行 | 工事用車両の走行に伴う大気質濃度の予測結果は、環境保全目標を達成するものと評価します。 【二酸化窒素】 | <ul style="list-style-type: none"> 極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。 工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 | |
| | 日平均値の年間 98%値 | | 環境保全目標 |
| | 0.032 ~ 0.034ppm | | 1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm を超えないこと |
| | 【浮遊粒子状物質】 | | 環境保全目標 |
| 日平均値の 2%除外値 | 環境保全目標 | | |
| 0.046mg/m ³ | 1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m ³ を超えないこと | | |
| 来園車両等の走行 | 来園車両の走行に伴う大気質濃度の予測結果は、環境保全目標を達成するものと評価します。 【二酸化窒素】 | <ul style="list-style-type: none"> 公園職員やその他業務関係者等は可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 公園職員やその他業務関係者等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。 マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。等 | |
| | 日平均値の年間 98%値 | | 環境保全目標 |
| | 0.032 ~ 0.033ppm | | 1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm を超えないこと |
| | 【浮遊粒子状物質】 | | 環境保全目標 |
| 日平均値の 2%除外値 | 環境保全目標 | | |
| 0.046mg/m ³ | 1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m ³ を超えないこと | | |

8. 水質・底質（公共用水域の水質）

| 予測及び評価結果の概要 | | 環境の保全のための措置 | | | | |
|--|--|--|---------------------------|----------------|----------------------------------|-------------------|
| 建設行為等 | 【浮遊物質（SS 濃度）】 仮設調整池出口の SS 濃度は、環境保全目標以下となると予測します。また、放流先河川の SS 濃度も、環境保全目標を達成するものと考えられます。 | <ul style="list-style-type: none"> 造成裸地のうち本事業で草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。 必要に応じて上澄み水に凝集剤を添加することで浮遊物質の低減を図ります。 工事排水の処理を適切に実施できるよう、仮設調整池の点検を徹底します。 工事排水の水質を定期的に測定し、適切な処理が行われているかを確認することで、工事排水の水質管理を徹底します。 アルカリ排水は、作業現場に個別の集水桝を設ける等の措置を講じ、直接河川への流入を防止するほか、仮設調整池に排水が流入する場合は、仮設調整池において無機酸系の中和剤を優先的に用いて市条例の工事排水の水質に係る規制基準以下に処理した上で、公共用水域に排出します。 | | | | |
| | 予測地点 | | 予測時期 | SS 濃度 | 環境保全目標 | |
| | 仮設調整池出口 | | 豪雨時 | 2.5 ~ 57.8mg/L | 70mg/L 以下 | |
| | | | 日常的な降雨時 | 0.5 ~ 16.8mg/L | | |
| | 放流先河川 | | 堀谷戸川 大門川 相沢川 和泉川 | 日常的な降雨時 | 238.6mg/L (305mg/L) ^注 | 現況の水質を大きく悪化させないこと |
| | | | | | 17.9 ~ 73.3mg/L | 100mg/L |
| 注：（ ）内は現況の SS 濃度を示す。 | | | | | | |
| 【水素イオン濃度】 コンクリート打設により発生するアルカリ排水は、作業現場に個別の集水桝を設ける等の措置を講じ、直接河川への流入防止等により、雨水の排水に伴う水素イオン濃度への影響は小さいため、環境保全目標「工事排水の排出先となる河川の水質を大きく悪化させないこと。」を達成するものと評価します。 | | | | | | |

9. 騒音

| 予測及び評価結果の概要 | | | 環境の保全のための措置 | |
|-------------|--|----------------------------|---|-----------------------|
| 建設機械の稼働 | 建設機械の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、環境保全目標を達成するものと評価します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。 施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 | |
| | 騒音レベル (L _{A5}) | 環境保全目標 | | |
| | 67 デシベル | 85 デシベル以下とすること | | |
| 工事用車両の走行 | 工事用車両の走行台数が最大になる時点の道路交通騒音のうち、工事用車両に起因する騒音レベルの増分は、1 デシベル未満と予測し、環境保全目標「現在の状況から、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 | |
| | 道路交通騒音 (L _{Aeq}) | 工事用車両に起因する騒音レベルの増分 | | |
| | 65.9 ~ 72.8 デシベル | 0.1 未満 ~ 0.3 デシベル | | |
| 来園車両等の走行 | 供用時の将来交通量による道路交通騒音のうち来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分は、1 デシベル未満と予測し、環境保全目標「周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 公園職員やその他業務関係者等は可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 公園職員やその他業務関係者等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。 | |
| | 区分 | 道路交通騒音 (L _{Aeq}) | | 来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分 |
| | 平日 | 64.3 ~ 73.3 デシベル | | 0.1 未満 ~ 0.3 デシベル |
| | 休日 | 63.1 ~ 72.8 デシベル | | 0.1 未満 ~ 0.7 デシベル |

10. 振動

| 予測及び評価結果の概要 | | | 環境の保全のための措置 | | |
|-------------|--|---------------------------|--|---------------------------|-----------------------|
| 建設機械の稼働 | 建設機械の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、環境保全目標を達成するものと評価します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り最新の低振動型建設機械や低振動の工法を採用します。 施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 | | |
| | 振動レベル (L ₁₀) | 環境保全目標 | | | |
| | 72 デシベル | 75 デシベル以下とすること | | | |
| 工事用車両の走行 | 工事用車両の走行台数が最大になる時点の道路交通振動のうち、工事用車両に起因する振動レベルの増分は、1 デシベル未満と予測し、環境保全目標「現在の状況から、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 | | |
| | 予測時間帯 | 道路交通振動 (L ₁₀) | | 工事用車両に起因する振動レベルの増分 | |
| | 昼間 | 43.2 ~ 56.9 デシベル | | 0.1 未満 ~ 0.5 デシベル | |
| | 夜間 | 45.3 ~ 55.9 デシベル | 0.1 ~ 0.7 デシベル | | |
| 来園車両等の走行 | 供用時の将来交通量による道路交通振動のうち来園車両等による道路交通振動レベルの増加分は、1 デシベル未満と予測し、環境保全目標「周辺的生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。 | | <ul style="list-style-type: none"> 公園職員やその他業務関係者等は可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 公園職員やその他業務関係者等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。 マイカー以外の交通手段の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各駐車場の近傍に整備します。 | | |
| | 区分 | 予測時間帯 | | 道路交通振動 (L ₁₀) | 来園車両等による道路交通振動レベルの増加分 |
| | 平日 | 昼間 | | 42.0 ~ 51.5 デシベル | 0.1 未満 ~ 0.2 デシベル |
| | | 夜間 | | 43.5 ~ 50.3 デシベル | 0.1 未満 ~ 0.1 デシベル |
| | 休日 | 昼間 | | 42.0 ~ 50.9 デシベル | 0.1 未満 ~ 0.6 デシベル |
| 夜間 | | 40.4 ~ 49.9 デシベル | 0.1 未満 ~ 0.1 デシベル | | |

11. 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）

| 予測及び評価結果の概要 | | 環境の保全のための措置 |
|-------------|---|--|
| 工事用車両の走行 | <p>■交通混雑（自動車） 交差点需要率^{注1}は、いずれの交差点においても限界需要率^{注2}を下回ると予測します。また、車線の交通容量比^{注3}は、工事用車両が通過するルート上の車線については、いずれも1.0を下回ると予測します。さらに、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</p> <p>注1：交差点需要率：信号制御の損失時間のために限界需要率（注2）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。</p> <p>注2：限界需要率：「(サイクル長－損失時間(黄色+赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。</p> <p>注3：車線の交通容量比：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを示します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 土曜日や祝日の工事にあたっては、対象事業実施区域周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数を調整します。 対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留を防止します。 工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。 工事用車両ルートの変更分散化を検討します。 適切な荷載を行う運行計画を配慮し、工事用車両台数の削減を図ります。 工事関係者の交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施します。 |
| | <p>■歩行者・自転車の安全 工事用車両の主な走行ルートである環状4号線には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。また、市道五貫目第33号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されており、ほとんどの箇所で歩行者と自動車が分離されています。さらに、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。 児童の通学時間帯における搬出人を極力抑えた運行計画を策定します。 工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。 公園の一部供用開始後において、公園内に工事用車両と公園利用者の分離を図る車両動線の確保、必要に応じた誘導員の配置、一般車両との交錯を避けた工事用車両の出入口の計画等を行い、安全に配慮します。 工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 工区設定の際には、供用部分の利用者の安全や快適な利用環境の確保ができるよう、施工計画において配慮します。また、工事中は工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保するとともに、騒音・振動対策等も講じます。その上で利用者への適切な情報提供に努めます。 |
| 来園車両等の走行 | <p>■交通混雑（自動車） 交差点需要率は、いずれの交差点においても限界需要率を下回ると予測します。また、車線の交通容量比は、いずれの交差点においても1.0を下回ると予測します。さらに、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 必要駐車台数として計5箇所で合計1,000台程度を確保した駐車場を整備します。 路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースを確保します。 マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各駐車場の近傍等に整備します。 |
| | <p>■歩行者・自転車の安全 来園車両等の走行ルートの沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所で歩行者と自動車が分離されています。土地区画整理事業実施区域内の車道は、歩道が道の両側に設けられる計画となっています。さらに、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 注意板の設置等により歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。 駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。 車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。なお、区画道路には自転車専用レーンが整備される計画です。 |

12. 景観

| | 予測及び評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---------------|---|---|
| 施設 の 存在 | <p>【地域景観の特性の変化】 土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、公園利用に必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。主要な景観資源の変化は、土地区画整理事業により土地区画整理事業実施区域内に存在する景観資源は消失しますが、土地区画整理事業及び本事業において既存樹林地の保全や植栽等を行うことで、新たな桜の名所が創出されるとともに、緑地及び農地の景観が保全・創出されると予測します。</p> <p>【主要な眺望地点からの景観の変化】 対象事業実施区域内の樹木や草地を改変し、新たな施設等を整備することになりますが、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽等を行うこと等から、景観に大きな変化はない、もしくは周辺景観と調和するものと予測します。</p> <p>【困繞景観の変化】 自然性、固有性は全ての景観区で現況から大きな変化はありませんが、一部の景観区で視認性が低下、利用率及び親近性が向上すると予測します。これに対し、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。</p> | <p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行います。 緑化に際し、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。 公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。 現位置保存した既存樹木を含めた植栽を適切に維持管理します。 公園内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。 <p>【谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺では、既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、低茎湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地の創出を行います。 |

フォトモンタージュの作成による景観予測の例

地点 15 対象事業実施区域南側、旧上瀬谷通信施設内通路からの眺望景観



地点 21 (相沢川西岸) から東方向の中央地区をパノラマ写真撮影した困繞景観



13. 触れ合い活動の場

| 予測及び評価結果の概要 | | 環境の保全のための措置 |
|---------------------------|--|---|
| 工事用車両の走行 | <p>【触れ合い活動の場の消失又は改変の程度】 海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースは、本事業の対象事業実施区域外に位置していることから、工事中及び供用時における触れ合い活動の場の消失又は改変は生じないと予測されます。また、本事業で広域公園として整備するとともに、新たな桜の名所づくりを進めます。</p> <p>【触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度】 工事中は、海軍道路が本事業及び土地区画整理事業の工事用車両ルートに位置しますが、歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境緑の森コースには、工事用車両は通行しません。供用時は、本事業の来園車両等及び土地区画整理事業の関係車両が海軍道路、武相国境・緑の森コースの一部及び瀬谷市民の森の西端を通行しますが、いずれも歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、上川井市民の森に来園車両等及び土地区画整理事業の関係車両が通行する可能性は、非常に低いと考えられます。</p> <p>【触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度】 触れ合い活動の場までの経路は、本事業の対象事業実施区域外に位置し、影響は生じないと予測されます。また、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・工事の内容、作業期間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周知を行います。 ・工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者・一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 |
| 施設の存在・土地利用の変化 来園車両等の走行 | <p>【触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度】 触れ合い活動の場までの経路は、本事業の対象事業実施区域外に位置し、影響は生じないと予測されます。また、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷市民の森等との連続性に配慮して、対象事業実施区域内に可能な限り緑地を創出します。 ・公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。 ・公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。 ・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。 ・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各駐車場の近傍等に整備します。 ・公園職員、その他業務関係者、来園者等に車両の安全な利用を促進する活動を行います。 |

■総合評価

予測結果並びに環境の保全のための措置を踏まえた各環境影響評価項目の評価結果から、本事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画策定段階や工事中、供用後に様々な環境の保全のための措置を講じること、一定の影響回避や低減が見込めると考え、事業者が実行可能な範囲内で環境に対する配慮が検討された計画であると評価します。

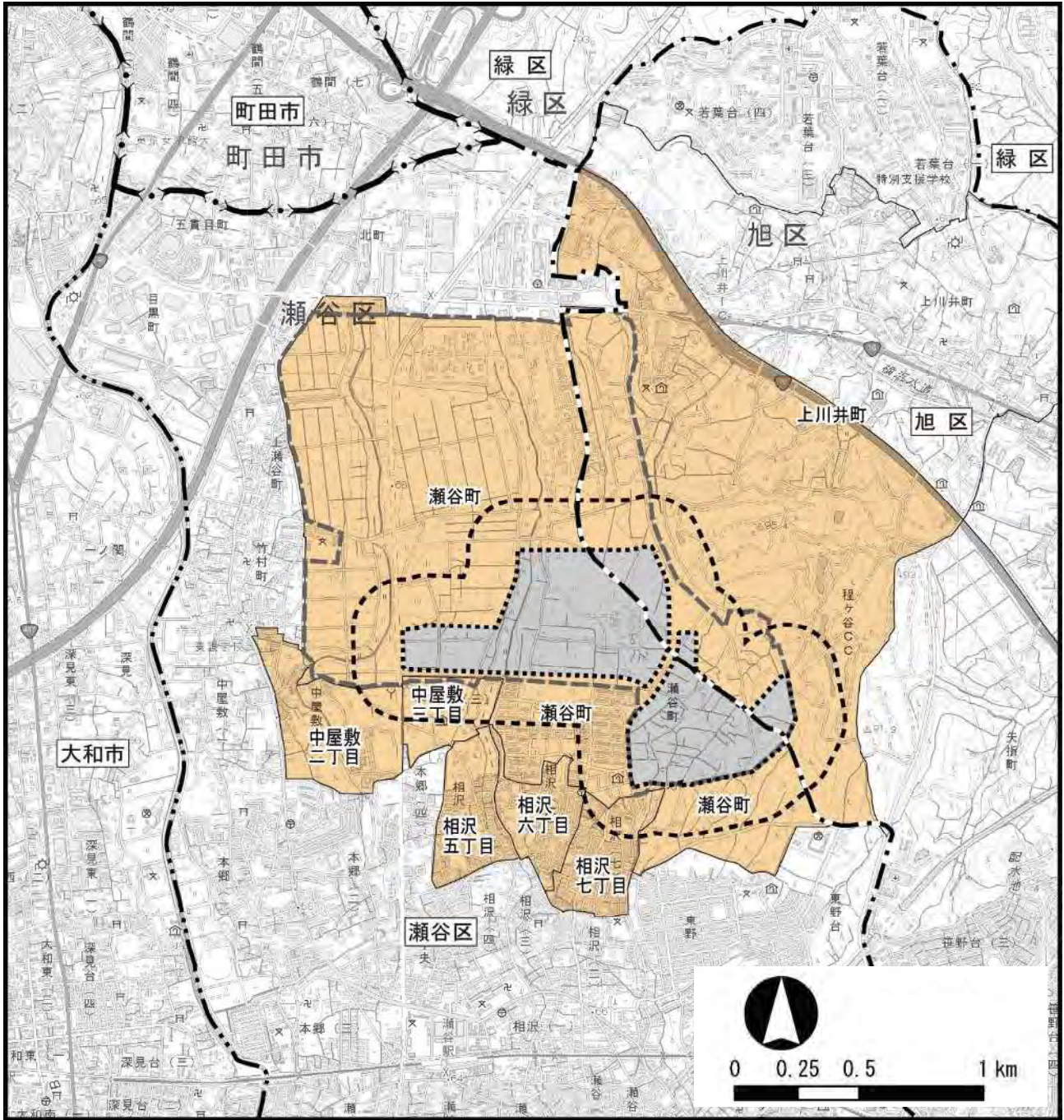
しかし、事業者としては、環境保全目標は達成するものの、環境に及ぼす影響が比較的大きいと考えられる環境影響評価項目、並びに予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目については、次に示すとおり、事後調査を実施し、本事業の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図っていくこととして考えています。

■事後調査








| 環境影響評価項目 | | 環境影響要因 | 事後調査の項目 |
|----------|----------|-------------------------|---|
| 水循環 | 湧水の流量 | 建設行為等、 施設の存在・土地利用の変化 | ・湧水の流量 |
| 水質・底質 | 公共用水域の水質 | 建設行為等 | ・浮遊物質（SS）、水素イオン濃度（pH） |
| 騒音 | | 来園車両等の走行 | ・来園車両等の走行に伴う道路交通騒音レベル ・騒音の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況） |
| 振動 | | 建設機械の稼働、 来園車両等の走行 | ・建設機械の稼働に伴う振動レベル ・建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置 ・来園車両等の走行に伴う道路交通振動レベル ・振動の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況） |
| 生物多様性 | 動物 | 施設の存在・土地利用の変化 | ・施設の存在・土地利用の変化に伴う動物の状況 |
| | 植物 | 施設の存在・土地利用の変化 | ・施設の存在・土地利用の変化に伴う植物の状況 |
| | 生態系 | 施設の存在・土地利用の変化 | ・施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系の状況 |
| 景観 | | 施設の存在・土地利用の変化 | ・主要な眺望地点からの景観の変化 ・圍繞景観の変化 |

7 準備書対象地域

準備書対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、環境影響を受けるおそれがある範囲を踏まえて、次の通り設定しました。



<凡例>

-  対象事業実施区域
-  土地区画整理事業実施区域
-  敷地境界から200m圏
-  対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）
-  都県界
-  市界
-  区界

対象地域は、動物、植物、生態系、騒音、振動の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域から約200m圏にかかる町丁の全域及び一部地域としました。

【瀬谷区】瀬谷町、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、相沢五丁目、相沢六丁目、相沢七丁目の全域

【旭区】上川井町の一部地域

また、本事業の方法書の周知範囲等を踏まえ、下記の地域にも周知を行います。

瀬谷区竹村町、中屋敷一丁目、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、本郷四丁目、相沢一丁目、相沢三丁目、相沢四丁目、中央、瀬谷一丁目、瀬谷二丁目、瀬谷三丁目、瀬谷四丁目、瀬谷五丁目、瀬谷六丁目、目黒町、北町、五貫目町、上瀬谷町、卸本町、旭区上川井町の全域

8 準備書の縦覧、閲覧及び意見書の提出について

準備書について、下記のとおり縦覧を行います。準備書はどなたでもご覧になれます。


また、準備書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、以下に示す期間中に意見書を提出することができます。

あわせて、一部の図書館において準備書の閲覧ができます。詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

■準備書の縦覧について

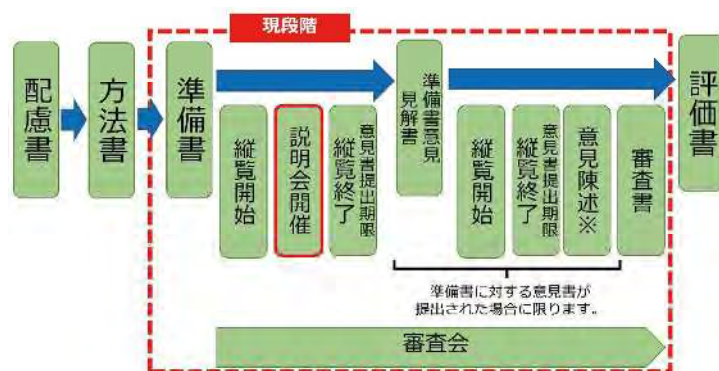
| | | |
|----|--------|--|
| 縦覧 | 期間 | 令和5年3月24日(金) から令和5年5月8日(月) まで ※土・日・祝日を除く |
| | 場所及び時間 | <ul style="list-style-type: none"> 環境創造局環境影響評価課 (中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階) 午前8時45分～午後5時15分 瀬谷区役所区政推進課広報相談係 (瀬谷区二ツ橋町190番地) 午前8時45分～午後5時 旭区役所区政推進課広報相談係 (旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12) 午前8時45分～午後5時 |
| 閲覧 | 場所 | <ul style="list-style-type: none"> 横浜市中央図書館、瀬谷図書館、旭図書館 ※閲覧時間、休館日は各施設によって異なります。 縦覧開始日以降、各図書館において準備が整い次第閲覧することができます。 |

■意見書の提出について

| | |
|------|--|
| 期間 | 令和5年5月8日(月) まで ※土・日・祝日を除く |
| 提出方法 | <p>AまたはBの方法で提出してください。</p> <p>A：意見書用紙に記入して、以下の提出先へ持参または郵送（当日消印有効）にて提出 ※縦覧場所窓口で意見書用紙を配布しております。 提出先：環境創造局環境影響評価課（中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階）</p> <p>B：横浜市ホームページ（環境創造局環境影響評価課）から電子申請で提出</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <input type="text" value="横浜市 環境アセスメント"/> <input type="button" value="検索"/> </div> <p>または、右のQRコードより、ホームページにアクセスください。</p>  |

9 環境影響評価手続きの流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続の流れは次のとおりで、現在は準備書の段階となります。



<配慮書>

事業の計画を立案するにあたり、環境の保全について配慮すべき事項について検討を行い、その内容を記載したもの。

<方法書>

環境の事前調査及び影響の予測・評価をする項目や調査・予測の手法などを記載したもの。

<準備書>

方法書等に基づき、環境の事前調査及び影響の予測・評価をした結果などを記載したもの。

<評価書>

市長や住民等の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加え、環境影響評価の最終的な評価を記載したもの。

※対象地域内に居住する方、及び対象地域内に事務所又は事業場を有する方又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限ります。）に限られます。

10 お問い合わせ先

<準備書及び事業計画の内容について>

横浜市 環境創造局 公園緑地整備課

TEL：045-671-4615 FAX：045-671-2724

<環境影響評価手続について>

横浜市 環境創造局 環境影響評価課

TEL：045-671-2495 FAX：045-663-7831

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会を開催します

旧上瀬谷通信施設では公園整備事業の実施に向けて、環境影響評価の進めを進めています。
このたび、横浜市環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書の縦覧及び説明会を行います。

1 事業概要

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業は、旧上瀬谷通信施設に広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施するものです。

| | |
|------------|---|
| 事業者の氏名及び住所 | 名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 |
| 対象事業の名称 | (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 |
| 対象事業の種類、規模 | 運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設（第1分類事業） 敷地面積：約 64.5ha 形質変更区域面積：約 64.5ha |
| 対象事業実施区域 | 横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町 |



2 環境影響評価準備書の縦覧

横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書を作成し、次の場所において縦覧を行います。どなたでも自由に御覧いただけます。また、縦覧期間中に意見書を提出することができます。詳細は、環境創造局環境影響評価課のホームページ（下記二次元コード）で御確認ください。

環境創造局環境影響評価課ホームページ

横浜市 環境アセスメント 上瀬谷公園

検索



【縦覧概要】

| | |
|------|--|
| 縦覧期間 | 令和5年3月24日（金）から5月8日（月）まで（土・日・祝日を除く） |
| 縦覧場所 | ①環境創造局環境影響評価課（中区本町6丁目50番地の10 市役所28階） ②瀬谷区区政推進課 広報相談係（瀬谷区二ツ橋町190番地） ③旭区区政推進課 広報相談係（旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12） |
| 縦覧時間 | 8時45分～17時（①は17時15分まで） |

3 環境影響評価準備書説明会の開催

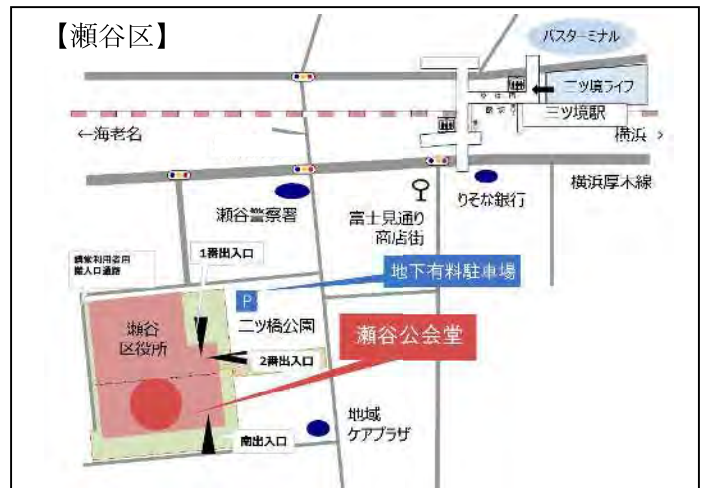
○会場及び日程 ※各回とも説明内容は同じです。

| 日 程 | | 会 場 | 定員 (先着) |
|-----------------|---------------------------------|-------|---------|
| 4月14日(金)/15日(土) | 18時30分～20時30分(予定) (18時15分開場) | 旭公会堂 | 460人 |
| 4月21日(金)/22日(土) | | 瀬谷公会堂 | 430人 |

- ・申込みは不要です。当日、会場へお越しください。
- ・手話通訳を御希望の方は当日受付でお申しつけください。
- ・瀬谷公会堂、旭公会堂は有料駐車場を御利用いただけますが、台数に限りがありますので、公共交通機関の御利用に協力をお願いします。
- ・説明会の取材を御希望される場合は、取材日前日の12時までに、環境創造局公園緑地整備課上瀬谷担当(Tel 045-671-4615)までお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染防止対策について

- ・当説明会は、国の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施します。
- ・御来場にあたり手洗い消毒、体温測定などの御協力をお願いします。
- ・体調不良の方は御来場を御遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・その他、会場内では職員の指示に従ってください。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、開催方法等が変更となったり、中止させていただく可能性があります。
- ・最新情報は、環境創造局公園緑地整備課のホームページ(下記二次元コード)で御確認ください。



○説明動画の配信について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での説明内容と同様の「説明動画」をインターネット上で公開します。インターネットを御利用いただける方は、是非そちらを御利用ください。

※動画公開期間：令和5年4月7日(金)9時から5月8日(月)17時まで

環境創造局公園緑地整備課
ホームページ

横浜市 上瀬谷公園

検索



お問合せ先

環境創造局公園緑地整備課上瀬谷担当課長

佐藤 智也 Tel 045-671-4614